

平成21年12月10日(木曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	村越比佐夫	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	田辺守	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
13番	前田寿郎	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	大西章一	18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	下村正直	本庁副町長	澳本造
佐賀副町長	山本牧夫	本庁総務課長	植田壯
佐賀総務課長	藤本岩義	税務課長	松本輝雄
住民課長	米津芳喜	大方健康福祉課長	矢野健康
佐賀健康福祉課長	大塚一福	産業振興課長	松田二
海洋農林課長	谷口明男	大方まちづくり課長	松田博和
佐賀まちづくり課長	中島一郎	会計管理者	野並純
教育長	松並勝	教育次長	坂本勝
監査委員	金子良一		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 伊与木美穂

議 事 の 経 過

平成21年12月10日(木)

午前9時00分 開会

議長(小永正裕君)

皆さん、おはようございます。

これから日程に従って会議を進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

竹下芙佐雄君から遅刻の届け出がありましたので、ご報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第44号、平成20年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第68号、町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事の請負契約の変更契約の締結についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第44号、平成20年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は分割して行ないます。

初めに歳入のうち、1款の質疑はありませんか。

矢野君。

暫時休憩します。

休 憩 09時 01分

再 開 09時 02分

議長(小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号の歳入のうち、1款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、2款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、3款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、4款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、5款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、6款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、7 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、8 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、9 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、10 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、11 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、13 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、16 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、17 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。
次に歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。
(なしの声あり)
質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番 (明神照男君)

この町債ですが、まあ、事業をいろいろやっておるもので、まあぎつくばらんに言うたら借金増えるが当然かも分かりませんが、いろいろ財政的にまあ国も地方も厳しいなってきたお中で、こういう増え方はどうかと思うのですが。

そのことについて質問致します。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

お答えします。

町債がまあ増えておるが、どのような状態になるかというご質問だったと思いますけれども。

この町債につきましては、議員協議会の方でもですね、まあ財政シミュレーション等でお示しさせていただきました。現在はですね、非常にまあ合併し、いろんな事業をやっております、当分の間はですね大型事業が控えておりますので、こういう形で地方債は増えてくるというふうに考えております。

ただし、これもいつまでもですねこういう形でどんどんどんどん増やしていくということにはなりませんので、それはそれで節度を持ってですね、なおかつその国の状況を見ながら、また、単年度の予算状況を見ながらですね、この起債につきましては抑制なり、年によっては抑制、また、年度間の調整をしながらですね、起債制限比率がこの間はまあ 18 を超すような数字になっておりましたけれども、それ以下になるようにですねできるだけ抑えていきたいというふうに考えております。

議長 (小永正裕君)

明神照男君。

18 番 (明神照男君)

先ほど、矢野議員の質問にもあったことに関連することですが、結局、この監査委員の意見書の資料の中にも、これまあ歳出の方で後であれんなるがですけれど、結局ほら、まあ事業やりよるとかいろんなことを、まあ自分ら専門的なことは分からんけれど、ただ単純にほら、翌年度の繰越額が 9 億。それから不用額が 3 億。結局この地方債が増えて繰り越す。これ、うちの町が自主財源でやりよるとこやったらあれですけど、借金してやって、年間に 10 億近いお金がよ、繰り越すというようなことは、今言うその事業の中で考えないかん部分もあると思うのですがですけれど、利息払わないかんがですききね、これは。

そういうような感覚で自分、今からのこの財政がかまんろうかということを思うもので、まあ質問さしてもらいました。

議長 (小永正裕君)

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

お答えを致します。

確かに、これからの事業計画につきましては、大変大型の事業が控えております。財源調整には十分これらを配慮した中で、健全な財政運営を堅持するということを決して忘れてはならない。このようにまあ考えておりました、今後の行政につきましても、財政運営を堅持するための財政調整には十分注視してまいりたいと、このように考えております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

結局、国にしても 45、6 兆の税収を見込んじゃったが、40 兆切るというような財政状況の中で、恐らく自分、町の税収も落ちてくると思うがです。

そういうことで、まあ別に反論するわけやないですけど、自分ら議員としてよ、議員として考えたときに、こんなことで議会が黙っちゃってかまろうかという思いがあるから、質問させていただきました。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

少し、まあ起債のことについて皆さんご承知だと思いますけれども、少しまあ起債についてですね答弁させていただきますと思いますけれども。

この起債につきましてはですね、ご承知のとおり、まあいろんな起債がございます。で、なおかつですね、後年度に交付税としてまあ算入されます起債もあって、いろいろまあその交付税の高い算入につきましては、まあわれわれは優良起債というようなことで呼んでおります。ほんで、交付税算定の低い方を、まあ悪い起債というふうな形で言うておりますけれども。

この交付税の高い起債につきましてはですね、まあどうしてもこれから今後、黒潮町としてやらなければならぬ事業ですね。まあそういったものについては、こういう優良起債を活用させていただいて、国の補助が頂けるというような状況でございますので、そういった活用はですね今後もどうしてもやらざるを得ない状況にあると思います。

で、この今回、まあ起債を借ってですね、まあ余剰金を多く出しておるということにつきましてはですね、これはそういう形で後年度返ってくる起債でございますので、余裕のあるお金は残しておいてですね、そういう起債を活用させていただいて、財政運営をですね堅持していくということも非常に大事であるということで、こういう形で起債はですね、まあできるだけ優良起債については借らせていただいて、まあ後年度に、あるいは積み立てをしながら繰上償還をしてですね、実質公債比率といったものを管理していくということもございますので、これはもうこういう形で起債についてはですね、精いっぱい今回も借らせていただいておるという状況でございます。

（明神議員から「4 回目はいかんろう」との発言あり）

議長（小永正裕君）

はい。3 回終わりましたので。

ほかに質疑はありませんか。

歳入のうち21款について、ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終ります。

次に歳出の質疑を行ないます。

初めに歳出のうち、1款の質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番(西村策雄君)

歳出のいわゆる全般についての、要は質問はできませんかね。歳出全般。

議長(小永正裕君)

款に分けて、それぞれ細かく質問していただいた方が分かりやすいかと思いますが。

歳出全般についての質疑になるわけですか。

12番(西村策雄君)

ええ。

議長(小永正裕君)

執行部の方はよろしいでしょうかね。

(西村策雄議員から「まあ、聞いてからにしたらどうぞ」との発言あり)

分かりました。

そしたら、どうぞ。

12番(西村策雄君)

総体的なことをまず聞きたいと思います。

この、いわゆる歳出全体を見ますとですね、まあ苦労は分かるがですが、努力も分かるがですが、あまりにもこの全体を見ると不用額が多い。中には100万を超えた、いわゆる1,000万に近い、超えたものもあるわけですが。

この予算編成のときに、この歳出が非常に大事な。先ほどの、いわゆる町債をどうするかという、町の起債どうすりゃやと、そういう質問にも関連しますが。入るを図って、出ざるをいわゆる制すと、これは基本なんです、しかし、町民の生活を考えるとそうはいかない。しかし、そこに必要ながはですね、やはり執行部の、また担当課長のね、行政手腕が問われるわけでございますが。

あまりにもこの不用額が多いが、どういういわゆるその予算編成を基準にしてやっているのか。その企画性はあるのかどうか。その点をね総務課長、おまん答弁するき、その点をまず聞きたい。

議長(小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長(植田 壯君)

お答えします。

この不用額が多いということでございますけれども、この不用額につきましてはですね、まあ何パーセントが適正かといったようなことはございませんけれども、まあある事業についてはですね、もうやむを得んといえますか、そのこともございます。が、不用額につきましては、できるだけですね出さないような指導もしておりますけれども、どうしてもですね最近の国の動向等々がですね、なかなか見通しが立てぬくいというよう

な状況もあったりしましてですね、まあこういう不用額も多くなっています。

それから、かなり実施設計の段階でかなり皆さんに工夫等をしていただいて、まあ事業費の縮減、そういったもんもですね工夫しながらやっておりますので、まあ、不用額が出ないに越したことはないわけですが、すけれども、ある一定そういったですね当初の見込みというのは、ほんとに概算で組んでおりますので、できるだけこの経費節減に努めてくださいというようなことですね皆さんに指導しておりますので、まあそういった結果ではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、まあ多額の不用額というのはあまり好ましいことではないことですので、今後そういったことのないようですね財政運営、事務執行に努めてまいりたいと思います。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

総務課長ね、お話は分かるのですが、今のその事務の体制を見ますとですね、パソコンでいわゆる前年度の事業を明確に分かる。また、来年度のいわゆる 22 年度の予測も、これはねそこそこね、これ記入しちようと思う。そこいうことをせんずつ、いながら目の前来たがをパソコン打ち込んじよいて、出たがをやりようがですか。そうやないろう。許容範囲というもんがありますので、予算の。そこでね、やはり予算編成を立ち上げていく、また執行部はね、町長、副町長はですね、査定をするがでしょう。しっかりした査定しちよつたらね、パソコン前据えちようがやから、それで記録を見たら分かるがやに、なぜこれができんがかなあと。100 万以内なら分かる。2,000 万超えちようが、これ。なんぼあるぜよ。これが普通の企業やったらね、大変なことになる。

それともう 1 つはね、大事ながは、いわゆる不用額が、この多額なものが発生するということは、事業そのものが正常に動きゆうかよということになるわけよ。そらあ普通の会社やったら、社長は首んなるぜ。のう。幹部は、役員はね、代えられる。そのことを考えたらね、もう少しね精査をね、ちゃんとかう査定の段階で何とかこの範囲というもんはもうなしで、まあ行けといがですかね。まあその辺でやれやと、そういうがですか。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

予算査定の段階で、企画性というお話がございました。

予算査定においては、各事業の予算は振興計画に基づいた事業計画に基づいた予算を、各課は見積もっております。その段階で、査定の段階でも十分、その内容を吟味しながら査定を致しておりますけれども、最終的にはこういった、結果的には不用額が出るという状況になっております。

不用額につきましては、総務課長もただ今お答え致しましたように、事業実施段階で十分精査された内容の結果だと、このように考えております。予算査定については十分審査をし、町長査定に持ち込んでおるということですので、よろしくご了承をいただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

話はまあ分かるがですか、いわゆるね、町民の生活はいわゆる町の予算によって左右されるという提言がございしますが、まあその中にね、やはりね予算編成、予算執行に当たっては、詳細ないわゆる計画と実効性、そ

して効果が成さねばならんと、そういうふうにかかれておるわけですが、いわゆる町民の、いわゆる今年も来年、ずうっと継続性でございますので、生活を維持するには非常にこれは重要な予算なんですよね、これ。金なんですよ。

そのことを考えると、副町長はご理解されているようでございますが、やはりもう少しね、もっともつとこう厳格な、いわゆる査定。それと企画、組み立て、提案と課長が、何かね、漫然としたものが見える。この数字へ表れる。どうしようもない。数字へ出るがですよ。

国の動向等々、先ほど総務課長が言われましたが、国の動向よりも大事ながは、国の借金もやけんど、地方自治体の借金も今、問われようがよ。問われよう。だから、無駄は許されない。国ばつか批判されようがじゃない。どうも、前の自公がわからったということで国民やらしたけんど、今後どうなるじゃおかにやあとという、また国民の心配事とかいろいろある。しかし、これは何とかせないかん時代やにやあと。しかし、町はどうなつちょうがやと、こういう話になってくるがよ。そういう時代になっておりますので、やはりね予算編成に当たっては、この不用額は切り詰めて発生した、これは効果のある不用額ぜよというがと、漫然とした不用額とは、性質が違うわけですよ。あまりにも多い。まあ佐賀弁で言うたらべったりある。こういうね予算編成はね、そこそこ今直さらったら、この重症の地方のいわゆる借金を解消できない。先ほども明神議員が、そのことを心配されて発言ございましたが、ほんとに効果のあるね、目に見える、あの予算でようやれたねやというね効果をね、見せてもらいたい。それには厳正な予算の組み立ての企画と、町長ね、それから副町長の査定をね厳しく、効果的に、挙がるように、ぜひ努力をしてもらいたいがですが。

まあ先ほど、そう取り組むということでございましたが、もう一遍、お願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほど、副町長がお答えしたようなことではございますが。

私、思いますのに、今のご質問に対して言い訳は一切必要ないというふうに思います。どこまでも厳格にです、切り詰めた査定、予算を編成してですね、それを1円でも安く仕上げるように、また、効果を引き出すような執行をするということに尽きると思いますので。その結果としてですね不用額が多いということは、さまざまな理由はあろうかと思えますけども、それを、なるべく不用額の少ない形でですね執行していくということに努めるということについては、言い訳はできないというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

歳出のうち、1款の質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

この、今、西村議員が質問もあったわけですが、自分らは数字がね分からん部分も多いがです。が、西村議員は監査の担当の議員やきね、それこそ隅から隅まで分かっての質問やと思うがです。

それで、先ほどその歳入のところで、まあ植田課長は良い起債、それは分かります。自分らも銭借るときにはね、1パーセントでも、それこそ1円でも安い利息の金を借るがですき。

ただ残念なことにはね、自分そのそういう感覚でよ、今まではかまざった思う。これは前も自分、言わしてもらった。あるときまでは、まあ長いうかね首長さんは、県をだまして国だまして、銭取ってきた首長が腕が

ある言われた時代もあったがやきによ。ほんで自分、残念なけど、もうそんな時代やないなってきたと思うがです。まあよく自分ね、言わしてもら。親父が大きな借金してよ、きゅうきゅう言いよう。息子はよ、どんどんどん使いよう。それと一緒に、これは前の財務の大臣じゃった塩川さんも何か言うとうね、そんな近いことを。母屋と部屋で何だらかんだら。自分ね、分からんことはない。まあ、町長は言い訳しませんいう。言い訳できる道理がないときになってきちょうがやに、と自分、思うがです。

それで、たまたまね今朝、名古屋のほら、新しい河村市長さんが、あれは市民税を10パーセント下げるいうことを、まあ自民党と公明党が主体の審議会やきカットされたいう、ほんで修正案出されたいう。まあそのときの話の中で、東京の杉並区か、まあ、もう夢みたいな話かも分からんが、78年後には区民税をゼロにするいう計画やいう。それで、今の杉並の区長さんは、その市民税を落とすと。税率を下げるという話が、たまたまテレビを見よったら出ちよったことですけど、自分、歳入のところで質問さしてもろうたように、事業をまあやりよることやきね、それは借金増えるがもよ、やむを得んと自分、思う。それから、今、みんながもう借金したらいかん、借金したらいかん、まあ、いかんいうかできんいうかいう時代やきによね。けど、自分思うにね、こりゃあ話みたいなもんなるけどよ、人が借金せんときせないかんと思う、これは。ただ、その借金の目的が何かよね。そういう部分もあるきに、先ほどの植田課長の話、分からんこともない。それで、それが町の皆さんの、行政面のサービスにつながるいうことであれば、それは考えないかん、考えてもかまんことやとは思うが、ただ自分ね、残念なことにはよ、もうねそんなサービスをよ、もらいたい思うても、もらえんときなつたがやないかと思うがです。現実に自分らも、事業の中で考えたときに、よし、あれやったらなかなかこれは見込みがあるし、商売になるぞと。けど残念なことには、資金がなかったらできん。ほいたら、その資金をどうするか。どうするこうるいうたち、どうにもならん。ならんときには、ええと思うちよつてもやれんことを、やれんがです、現実問題として。私はね、別に町民の皆さんの行政サービスを落とせとか何とかいうことじゃない。が、残念なことにはよ、そういうことがもう許されん時代に、自分はなってきたと思うがです。

そういうことで、先ほども言わしてもら。まあ自分は、不用額のどこまでは言いませんでしたけど、この翌年度の繰越し、この9億3,569万で、年間にどればあ利息の金払いよりも。大ざっぱで構いません。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

年間の利息につきましてははですね、この決算書の225ページにですね載っておりますけれども、約1億7,982万円という利息を現在、起債に対するですね利息を払っておるという状況でございます。

議長（小永正裕君）

歳入の1款についての質疑はありませんか。

歳出のうち、1款の質疑を行います。

明神照男君。

18番（明神照男君）

1億7,000万いうことは、1億7,000万よね。まあ今、先ほどもその数字で自分、はっきりした金額憶えてないですけど、大体110億ぐらい借金あるがやないかね。ほいたらまあ1割にもならんけどよ、ほいたら約10億やきよね、1,500万ばあ利息は払いよういうことになるわね、単純に言うたら。単純に言うたら仮に100億

として、100億円で1億7,000万円払いようということは、約10億やきに1,700万の利息を払いよう、ということになるわけよね。ほんで自分がね、大ざっぱに言うたがはその数字のがぜ、これは。結局、そういうね、これ、先のあれやないけど、まあ収入のときのその町民税から始まってよ、自分が言うようなわけにはいかんこと分かる、これは。10億もの繰り越しをしたらいかんいうね。けど、現実にはそこには何ちゃやない1,700万というお金を払いようがやきね、これ。ほんでね、収入、歳入の面はよ町長、これはね副町長以下ね、課長、職員の皆らに働かさないかんがや、これは。町長が1人働くいうわけにはいかんきね。けど、歳出の面はよ、町長の責任ぜよ、これは。それをどう使うかいうことを。

自分、まあ一般質問にも出さしてもろうちようことやけど、この黒潮町の財政問題を町長はどういう形のところへ持っていかないかかというお考えですか。確かにうちは、34市町村の中では数字で言うたら悪い数字やないと思う。けど、それは比較で悪いだけだよ、これが借金ゼロいうがやったら、それはええわけやげんどもよ、よそに比べて借金が少ないいうだけで、先ほどのええ起債と同じまあとらえ方やと、自分思うがです。そういう中で、まあそれは町長も、この黒潮町を借金もつれにしてつぶすいう考えを持ちよらんことは分かります。しかし、この借金をよ、先ほどの杉並の区長の話やないけど、せめて何十年後にはどうしたい、10年後にはどうしたいいうものがあるき、町長の仕事をしてくれようと思うがですけど。今言う、このうちの町の財政の現状からして、どういう形に持っていかないかか。先ほどの大ざっぱな話とおんなじように、近い将来には借金ゼロに、町債ゼロに。まあ町債も、悪い町債はゼロにいうことは分かります。けど、それは自分らあ周りにるもんがそういう町にせないかんねえと、自分らはそれでかまんがやないか思うがですけど、やっぱり町長の立場としたら、せめても10年後には、今の借金をどうしようと。で、仮に増やすなら増やしても、そのためにこういう事業をやって、この事業をやることによって町はこうなるきに、借金はしようないというものを持ちよると思うがですけど、お聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

まず、行政におけるですね、この借金といいますか借り入れですが。これは私自身も、この町長という仕事に就きまして、なぜ行政はこれほど借り入れを起こしながら進めていくのかなという、単純な疑問に一番先にくち当たりました。で、勉強していく中でですね、やはり国や制度そのものがですねそういう流れになっておるといことで、一定、借金をしながら進めていくということは否定できないというふうに思っております。

それからもう1点、将来的にこの借り入れ等々について、どのような考えを思っておるかということですが。

まず1点は、まあ合併、あるいは当初の大方町等をお預かりしたときにですね、私は、ほんとに今から、必要なものだけやっていこうというふうな決意でおりました。しかしながら、言い訳ではございませんが、事実上それまでの経過、あるいはそれまでに計画されたもの、また、ちょっと非効率ではあるが、住民が強く要望しておるもの、そういったもの等々がありまして、それは厳選しながらですね、一定やらざるを得ないというふうに進んでいるのが現状かと思っております。

それで、まあシミュレーションの中でですね、これからも見直し見直し、あるいは真に必要な事業ということで取り組んでいく中で、10年後には、今、38億か9億ある基金がですね、10年後には25、6億になるというようなシミュレーションでございますが、まあそのへんまでは許容の範囲かなと。それで、借金の方が、今おっしゃられるように110億なんぼというような金額ですが、これもまあ優良起債うんぬんの話もございませうけども、もう少しすればもっと増えるという状況がありますが、最終的には、安定的に減らしていくというふ

うな形をどうしても取る必要があるというふうには思っております。

以上です。

それから、ついでですけれども、生意気なことを申し上げられませんが、行政というのは例えば、以前に合併特例債の基金10億円がございましたけれども、これをまあ基金運用ということで随分研究も実はしました。しかしながら最終的に、やはり国債と分割してですね、預金とというふうことで、まあ安全な方法を取ったわけですが、結果としてはリーマン・ブラザーズのこともありましたので、良かったと思っております。

それで、この基金運用という点は、ちょっと行政としては現在のところ難しいかなと思っております。しかしながら、借り替えとかですね、この借金に対する金利の動向というものには、これは注目する必要がありますが、これからは絶対にあるというふうには思っております。というのは、シミュレーションにおきまして1.5から2パーセント程度の設定でやっておりますけれども、これが金利が上がるというようなことになると、全く返済の額そのものが違ってくるわけで、先日は国の方もですね、長期金利が低くなっておる関係で1兆円ぐらい浮いたというような新聞記事もありました。

そんなことですから、運用はともかくも、借入金の管理についてはいろいろ知恵を凝らすべきであるというふうには思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

まあ町長が、その合併特例債の話出したきに、自分、ぶり返すみたいないけど。自分はそのときかも言わしてもらった。おまんら、自分の金やったらよ、支払利息と受取利息が逆ざやなるに借るかよいうて、自分、質問してもらったことがあって、まあ松田課長が下向いて笑いようけど。

まあそんなことでよね、自分ね、まあこれ私事になりますけどね、自分、会社の朝礼でも言うが。おまんらね、我慢せないかんぞいうて。できる我慢は苦痛やない。しかし、借金して、我慢して生きていかないかんになったときの我慢は苦痛になるぜよいうてね。まあ、おんちゃんらあ、経済が成長したええときに生きてきたき、おまんらあの若い今の人に、そんなこと言うても酷やとは思いうて。申し訳ないとも思うけど、現実には自分はそうなると思うきに、いうてまあ聞いてもらうわけです。

そういう中で、まあそれとおんなじような話が去年、おとどし、漁協の合併の問題のときにも、国から県、県から単協へ、このままやったらやっっていけんき。まあこれ、行政の合併のときも一緒でしたわね。このままやったらやっっていけんき、合併せないかんいう。そのときには自分、思うたし言うたがです。国が借金がないずつやりよう中で、漁協が借金しちょういうがやったら言う資格はあるいうて。けど、国が大きな借金して、しかも、先ほどの町長のお話やないですけど、そういう仕組みの中で地方は借金さされたとき、自分、思うがです、これは。結局国が、先ほどのあれやないけど、その交付金の問題にしてもよ、それから自分らが事業を起こした地方債にしても、何ちゃあ7割は見ちゃうきね。ほいたらその気になってよ、どんだんどんだん地方は借金したわけよね。ほんで国がこれは、国の、自分、思うにシステムとして、地方に借金さしたらよ、えらいことよと言えんに、これ。自分、そうやったと思う。まあ、単純な考えか分かりませんけどね。まあそういう中で、確かに自分ら、地方の借金も増えてきちよる分もあるがやき。それは、そういう時代のシステムの中で出てきたことやきね、今更それ言うても自分、いかんとは思いう。それで、自分らも良かった良かったいう思いをしちょうがやき、あるときまでは。けど、残念なことにはね、自分、もうそんなときは終わったと

思うがです。そういう中で、今言うように借金やらんと。ほいたら、その借金もええ借金やきよ、まあいうたら言葉悪いけど、たちがええ借金やきいうて今までやってきたけど、もうそんな感覚ではね、自分、いかんときなつたと思うがです、これは。まあこんなこと言うても、前進まんき終わりますけど、要はね、基本的に、先ほど西村議員の指摘にもあったように、今、自分、変えらつたらね、ほんまによ、どうにもならん。現実に、自分がもう言うまでもないけど、どんどんどん厳しいなつてきたに。いづれ自分、この行政のね、財政もそうなつていくと思う。ただまあ、これはもうは時代やき、しようないわねいうことで、涙は出さなつたと思うけど、泣き泣き我慢せなかんようなときがね、自分はもう目の前来るよう思うがです。そうなつたときに、よその町の、よその市の人が10回泣くところをよ、うちの町は5回で止めろよと、できたら笑うこともないけどよ、泣くこともないような町にしようよというががね、自分らにも責任がある。これは、別に執行部だけ責めるわけやない。執行部が出してきた議案をよ、はい、分かりました、賛成、賛成いうて自分らも今までやってきちやうがやき、自分らにも責任がある。責任があるきに、今こそ、これじゃいかんねという、自分ね取り組みをせざつたらよ、せざつたらやない、するがが自分らの仕事やと思うちよるもんでね。ほんで、まあ町長はじめ執行部の皆さんにも面白くない話になりますけど、言わしてもらいました。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

国の借金、地方の借金、いろんな経済の低迷、まあ世界的な流れといいますか、考えますと、しばらくはこういう状態、あるいはそれ以上に厳しい状態が来るやもしれないというふうな基本的な思いは持っております。

まあ議会と執行部の関係といいますか、皆さんと一緒にですね是は是、否は否といいますか、ほんとに必要な事業に絞り込んで、歳出を抑制していくというふうな取り組みができたらうれしいなあと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

皆さんにお願い致します。

ただ今、決算審査の中で、歳出のうち1款の質疑を行っております。

どうぞご協力のほどをよろしく、質疑をお願い致します。

歳出のうち、1款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

19年の決算のときも、僕は知つちよつたけど言わらつたがですよ、この流用の問題は。不用額が特に多い。去年はもう、言うた。それは、19年の場合はまあ1年目やきしゃあないなど。で、去年は言わしてもらうけど、全然、改まってないですね、これは。

会計管理者がね、昨日は説明したけどね、あれは駄目ですよ。これ、初めから言いゆう。数字はね、見たら分かちゆう、これ。なんぼ余つた、なんぼ足らつた、その理由の説明が一言もない。私の頭の中には残つてない。言いよつたかも分からんけど、早口でどうもこうもならん、あれでは。あれはね、理解してもらうために言いゆうがじゃない。分からんようにするために、わざと早口で言いゆうがやき。あんなざつとしたが

いかん。

このね、支出のねこの不用額、要らん金は使う必要はない。分かり切ったこと。だけど、あまりにもふとい。その理由が、説明がなかった。明快なものがない。一番問題はよね、財務規則はどうなっちゃうが、これ。これはね、町長が作ったもんですよ、町長が。誰っちゃが作ったもんじゃない。これは内部統制のための資料ですよ、これ、財務規則。それは町長がね、流用はいかん、いかんいうて決めちゃうがですよ。これちゃんと、去年も言うた。町長が判ついでしまうきにね、全部それで流れて行きゆう。町長は、これはいかんいうて、くくっちゃうやないが。わしはそう読んじゆう。わしの読み方が違うちよつたら、教えていただきたい。わしも、全部わしが百点満点ということ思うちよらんがやき。

じゃあ、その流用したところは、会計責任者は全部行きようがですよ、これ。なんぼ支出命令があつたちね、支払いかけたらいかんときもあるがぜ。それは会計責任ぜ、それ。支払いにかんすることは、会計管理者の責任じゃき。そういうとこがかちつと分かちよからつたらよ、なんぼやったちこれは決算とか意味ないがやき。

それでよ、予算そのものは議会が議決したもんじゃき、可決。それがよ、骨抜きにしてしもうちゆうに、この流用で。何のために議会で、ここでやってなぐれて議決しゆうが。骨抜きやん。1万、2万の数字やないがやもん。100万を超える金が不用額でボンと来て。それはね、ふとい事業をしゆう所は分かりますよ。それは分かる。だけどね、それなりの説明がないといかん、やっぱりそれでも。

このね、その財務規則、どんなに思うちようがです、町長。これはあなたが作ったがで、やったらいかんいうことを書ちようがですよ、ちゃんと。流用制限があるがよ。判押したらいかんいうらいうて書いちゆうに。判やない、やったらいかんいうことを。それはサインでやる場合もあれば、判の場合もあるかも分からんけど。

それはねやっぱりね、町長は見たことがないろうけんどもね、これは平成16年、佐賀町の決算書よ。これと比較して、どんなに違うか。今のこの決算書、めちゃくちゃぜ、これからいうたら。何でこんななるが。去年、僕は言うたが、この場で。こういうことはいかんと。いかんいうてあればあ言うちゆうに、結局、今年もおんなじことやりゆう。多分、21年度予算もおんなじことやりゆうと思うぜ。

で、わしん言いゆうがは、財務規則のこの流用制限があるがやに、ちゃんと。ね。16条、17条、17条の2、前条の規定による流用した金額は、他の経費に流用することができない。なんぼでもこれ、もう金がないいうてもろうちよつてよ、はした金を。それをまた、よそへやっちゃう。しかも、残った金が100万ちゆうような金が残っちゃう、不用額で。どんなことしゆうが、これ。わしの言いようことが間違うちよつたら、これまあ言うてくださいよ、教えてくださいよ。去年から、その前からずうっと言いゆうがやもん。何で、この佐賀町の時というたらそんな差ができるわけ。佐賀町が間違いいしちよつたがじゃろうかね、ほいたら。佐賀のやり方がおかしかつたが。何というて話にならんぜ、これ。いつでもこれ感じちよう、町長。わしはね、副町長の返事は聞きとうない。去年から言うちゆうがやき、ちゃんと。どういうわけ。

それから、ひとつも説明がないに、この不用額の。不用額なんぼいうがは、見たら分かちゆうがやき。じゃあ、何が原因で不用になったかいう説明がない。それはね、19年から僕、言いよう。坂本さんがおるときから言いようがよ、わしは。説明がないんだ、それが。数字が、これがあることは見たら分かちゆうがよ。

まあその2点について。どういことです、これ。

違う、いかん。わやにすな。去年もあればあ言うちゆう。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは私の方から、まず各会計規定について説明をさせていただきたいと思います。

矢野議員ご承知のとおり、財務規則によりましては、各目、節間における流用項目については、流用してよろしいという規則でございまして、その範囲内で流用を致していると、こういうことでございますのでご了承いただきたいと思います。

（矢野議員から「違う違う。そこまで言うがやったらよ、それはかまんルールとよ、ここからやったらいかんというルールがあるがぜ。流用は認めちゅうがよ。いかんいかん。」との発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 09時 55分

再 開 09時 56分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩を解きました。本会議に戻しました。

暫時休憩します。

休 憩 09時 56分

再 開 10時 16分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、先ほどの私の説明について、矢野議員に対して財務規則上の流用規定を説明をさせていただきまして、ご了承いただきたいというふうに、まあお願いを申し上げました。おわびさせていただきます。制度上の問題であったということ。

それと、質問の内容についてですね、前年度も確かにご指摘をいただきました。流用による流用ということについては、これは駄目なんだというふうなご指摘もいただきました。その件について、藤本総務課長の方からその詳細、内容についての説明をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、もう1点の不用額の件でございますけれども、大体、文献によりますと、総事業費のまあ5パーセントくらいを目安というふうなことになっておりまして、まあそういったことから不用額が生じたということについてもご理解いただきたいと、このように思います。

議長（小永正裕君）

藤本総務課長。

佐賀総務課長（藤本岩義君）

それでは、お答えさせていただきます。

特に総務費の関係で、この症状が起きてます。もともと1か所で予算の部分を管理しておればいいわけですが、総合支所ということで、各支所に細節で、節のところをまだ細かく分けまして、細節で各支所にお金の方が配分されてます。

そうした場合に、そのそれぞれの支所の所で必要な金額が出てきた場合に、流用ということが安易に考えて

おるわけではございませんが、どうしても流用で、時間的な問題がありまして流用しなくてはいけないというときには、担当同士連絡を取り合せて、そこん所に配当替えできるお金がないかということで連絡を取り合いながらやっておりますが、非常に会計的にも、各支所間での調整が難しいところもございまして、最終的にそういう連絡を取っておりますも、こういう状態が今回起きました。非常に申し訳なく思っております。

そこで、今後のことですが、これはもう今のところ、何ともし難いわけですけども、その規則も含めてですね、どういう方向であればこの付近が解決できるかということ、今後とも検討していきたいと思っております。システムの方も含めてですね、方法を考えていかななくてはいけないと思っております。

1 か所で予算を管理致しますと、非常にこの付近がスムーズに行きますが、両総合支所の分でそれぞれ予算を独立して持つておる関係で、2 か所の分の調整が難しい所も生じてます。合併してない所であれば1 か所で管理しておりますので、この付近が間違いなくできていくと思っておりますが、それぞれの総合支所に予算を独立して持つております関係で、これを決算書の中で一緒にこう表すと、こういうことが生じてきております。

なお、このことについては、各担当等にも含めまして十分注意をしておりますが、こんな結果になったということで、大変申し訳なく思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

そのね、原因はね、今、大体は、あらましは分かるけど、わしがもっと言いたいのはね、支出負担行為がまともにできゆうかなど。予算要求の段階でのその積算がよ、どればあ確かなもんかと、が1つと。

それから、支出負担行為。これがね、できちらん証しじゃと僕はにらんじょうがですよ。支出負担行為をかちつとやちつたら予算管理ができゆうからね、こんなことは考えられんがやき。支出負担行為というのは法定の事項やからやね、それはちゃんとやらなあ。黒潮町がね、この立ち上がりの段階でよねこんなことでは困るわけよ。それだからわし言うわけよ。

ほんで、後々にこんなことが話題にされたいうたら、あのときの町長は誰や、議員は誰や、みたいな話になってしまうけん、もうそんなことになったらもう大変なことじゃ。町民に対して申し訳ない。金は町民の金じゃ。町民の等しい、等しく町民の金である。これをね、町長、違法行為はしないいうて、この前は言いよったがやき、そのとおりにやらないかんぜ、この問題については。

だから、坂本さんのときからわし言いよった、19年から。この理由が全然分からん。100万を超えてもよね、その理由がね、まともな説明がない。それはおかしいで、どう考えたち。何のために議会へ持つてきたが、当初予算。お願いしますいうて。この間、言いよったに、請負のときにワーワー言いよったら、そんなことは予算審議のときにやってくれいうて。その、言うたがは、この間の臨時議会ですよ。言葉にどればあ重みがあるが、町長。だんだんだんだん答弁をね課長らあにやらすきね、よけそうなってくるわけですよ、これ。自分の体から出んき、答弁が。ほんで、忘れるわけよ。徹底しちらん。内部統制ができてないがやき、これは。町長自ら認めたことながぜ、れ。よいよわしは残念な、その点ではね、残念な思う。ほかのこと言いようがやないがやき、わしは。一生懸命頑張つてやっってくださいよと。ただ、人間誰やち、1つや2つ勘違いはあるもんじゃき、そこを言いようわけじゃないがじゃきよ。何のためにここへこうやって座つてよ、みんなが高い金もろうて、こんな議論しよったら町民は怒るぜ、ほんまに。まあ幸い今日はね、外へ流しよらんと思うき分からんけんよ、わしは残念な思うて言いようが、これを。

どうですかね、町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

まあ事情はどうあるにしろですね、私が最高責任者として、こういう予算の執行に対して、考え方をきちっと示していくということが十分に浸透してないということは、申し訳なく思っております。

まあ、今回の件につきましては、十分、去年からですねご指摘も受けたことでありますので、配慮はしておったつもりですけども、前、決算監査もお受けしておりますし、また、流用につきましても、今日ここですね、全く規則を従ってないというような、私自身、判断はちょっとしかねますけども、また後日ですね、そこらきちっと説明をさしていただきたいというふうにひとつは思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

だからよ、だから今町長に言うたやいか。だからわしは1番最初にこの問題を、わしゃ監査委員さんにお聞きしたい、この問題は意見書に出さしてもらうぜいうたら、後でするき言うけん、わしはやめたがやけん。これね、わしが言いたいのはね、監査委員さん大変ご苦労やとわしゃ思うちょうがやけん。はじめから。というのは、職員が束になって必至になってやった、1年間やった、職員200人超えちょう。その、忘れた正確な数字は、職員が1年間一生懸命やったことをわずか7日でね、これやのご苦労はね、僕は大変やと思うちょうがやけん。そういう意味で、私はご苦労さんでございましたと言いたかったわけよ。いろんな問題ある、こん中には、で、今町長はね、監査も受けちょう、こうきたき。反省の弁がないがやき。言い訳の弁ながそれは、わしゃね、そういうとかあおかしい思うぜ。人のせいにすることはない。監査を受けちよつたち、監査委員はね、7日の間でこれ全部、職員が総がかりでやったことをわずか7日の間でやらないかんわけよ。わしゃね、それは無理や。そんなことやったら監査委員常勤にして、ぎっちりやらあ別やけど。そらあね、そんな無茶苦茶言うたちいきませんよ。分かちょうそんなことは。なんぶ町長逃げたい気持も分かるけんど、逃げたらいかんここは。はっきりよ、申し訳ない言うて、それで終つたらええがよ。そんなこと言うきよ、よけ、わしゃ、何言いよらあいうて、これ口ばあやいうことになるわけよ。だからこの場合、請負のときもそうやったに。ね、本来は議決事件で、請負出てきたら、そのことも入札行為が適正にあったかどうかだけの本当は話しなわけよ、ここは。この前の臨時議会、そのときにいろいろ言うたもんじゃから、そんあことはよ、予算時期の件に言うてくれと、こう言うたに。だけど、この決算書のやり方、今の答弁聞きよつてもよ、ろくな予算要求じゃないいうことやいか。ほんで、まじめさがないうことよ、町長に。そういう面で、わしゃ腹が立つわけよ。ちゃんとやっってくださいや。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

この件につきましては今後こういったことのないようにですね、十分気をつけるつもりで申し上げました。それと、予算の査定ですが、流としてはですね、副長町に各課担当からですね報告があったものを、まあち

よっと疑問の残るような部分多数ございますけども、最終的に私の方に上がってきて、もちろん普通の全く疑問の余地のないものについてもですけども、全部を私も確認を致し、また事情も聞いて、その時点でもですね、かなり思い切って絞り込んだ査定をしておるわけですけども、どうしても事実上ですね、例えばパソコンを10台買うから220万いりますということ出てきますとですね、その根拠になるものを見ますけども、そこをこれはちょっと多すぎるというようなことにはなかなかかなりにくいわけですし、その後、その220万とすればですね、担当が業者と随契なり、また入札なりしていく中でですね、もっと安いものに、いわゆる入札減というような状況が生まれたというようなこと等々もあろうかと思えます。それでまあ、いずれにしてもそういったことが、最終的に出てきた場合には補正もきかないわけですので、もっと、もっとその執行が許された案件については即座に執行しなさいと、それは我々のためでもあるし、町民のためでもあるし、また工事等々でしたら業者の皆さんも喜んでいただける、どこにも悪いところないと。それから1日も早く執行をするということは常に言っているところです。まあそういったことで、それぞれに不用額につきましては理由もあろうかと思えますけども、冒頭申し上げましたように、全く言い訳のできることでございませぬのでこういったことの起こらないように精査に精査を重ねてですね、執行していきたいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

村越比佐夫君。

1番（村越比佐夫君）

長い時間取りようわけですが町長ね、やっぱね、町長としてこういうお金の管理、まあいうたら人の管理、1つの決算書がでてきた折の、いうたら管理、今指摘されたところで、後日報告するというが、後日いうがは会期中ですか、その点。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私が先ほど監査もしていただいておりますからと申し上げましたのは、この件についてですね、私が直接監査委員さんからお話を聞いてなかったもんですから、そこらへんも確かめてからこれが全く規則に違反してるものかどうか、ということも私なりに確認してからお断りすべきはお断りしたいと、そういうことで、今回期中にそれを説明させていただきます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

今、2款の総務の関係ですかね。自分本来は歳入のときに聞くもんいうか、聞かなあいかんことやったと思うんですけど、あのがでもう時間がないなっただきあれですが。

水道会計の方で、減価償却費を計上ひしよるわけです。それで自分あの、原価償却費を計上ひしようから、それ基金かなんかであるかと思うたら、それが無いもんで、担当の課長に聞いたら、一般会計の方へそれは使うちよるいう話して。ほんで、町全体で見たらそのお金を一般会計で使っていない場合は、こっちゃんの一般会計の方で借金してやらな、あの財政回さないかんけに、まあ遅かれ早かれとは思ったことで、ああそうかねいう話しにしたがです。それで本来やったらその歳入のときに、その減価償却費をどういう形で、そういう名目のところであの歳入の方へはめておるか、ということ聞かなあいかんがでしたけれど、先ほどもいうように時間がも

うなかったもんで、この歳出の方でお聞きします。

ほんで、それは総務の方で聞くがが一番いいと思うて質問するがですが。あの減価償却費を一般会計の方へ繰り入れて、それから支出をしちよるはずですが、そういう面へ支出しちよるかお聞き致します。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

水道関係ですので私の方から。この前と同じようなことになると思うんですけどお答えします。基本的にですね、前々から議会でも報告させていただいておりますが、水道会計には今の施設を管理していく部分の3条予算と、施設を拡大していく部分の4条予算とがありますということで申しておりました。その4条予算の中で施設を拡大していく部分ですが、基本的に施設をつくってから皆さん方に、受益者の方からですね、料金を頂いて、その後に記載の償還といえますか、建設した部分の償還をしていきますので減価償却等という部分が出てまいります。その段階でですね、今まで内部留保金、原価償却も含めてですが、その建設していく間には起債に充当できる部分で、起債が借れた部分と一般財源、水道の一般財源ですが、それでやっていかなければならない部分があります。そのときにですね、建設はするけれども、その年の段階で一般財源がない場合に、これについては、今明神議員からありましたように減価償却、内部留保金ですね対応できると、過年度、今までの内部留保金ですね、それで対応できるということになっております。それで、水道と致しましては、そういう制度に基づいて拡大をしております。

そこで今のご質問のお金の件ですが、お金はですね、黒潮町内には今、水道を含めまして、一般会計含めて11か12の特別会計等がございます。その会計を会計管理者の下で一括に管理しております。従って、明神議員が言われたように、内部留保金を一般会計のどこに使ったかということではなくて、日々の財政運営の中に、お金があるというふうにご理解願いたいというふうに思っております。それが明確にはできておりません。全体の中であるということをお願いします。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

自分は勘違いひちよったがかね、一般財源と一般会計、自分は今松田課長の一般財源という説明をこちらの町の主の一般会計の方へ繰り入れていうように、あの理解ひちよたがですけれど、そうやないかどうかということが一点と、そしたらこれは監査委員に聞かなあいかんことかもわかりませんけれど、一応減価償却の一覧表はあるわけですね、年度に、当年度の償却は数字で出よるわけやからね。ほんでそれを償却したら残りの金額は毎年毎年減っていく一覧表があるわけですが、ありますろうね。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

はい、もちろん減価償却、決算で出ておりますので、それ間違いなくあります。それと、今言いましたように過年度の内部留保金、これのずっとの重ねももちろんございます。

議長（小永正裕君）

金子監査委員。

代表監査（金子良一君）

水道会計の減価償却のお金のことが出ましたが、この場合、水道会計や特別会計で結局複式簿記でございまして、原価償却を計上することとなっております。その減価償却のお金をどうしたかというご質問だろうと思いますが、この場合、減価償却の金額と丁度水道が借った起債の返済金額が大体ほとんど一緒なんです。去年までは丁度一緒で、今年やや残る程度になっております。だから、減価償却の財源というのはいわゆる起債の返済に出ていっております。だから、先ほどの水道のお金が全部一般会計の方へ繰り入れうんぬんの話が出ましたが、この会計管理上集中管理をしておりますから、現金はひと所へすべての現金が集まる。出納室の方へ管理するようになっておりますから、水道の特別会計のお金もそちらに行くとるんです。だから水道会計の決算書を見ていただいたら分かりますように、水道会計の現金預金がいづらか、3億なんぶかね、あるようになっていきますけど、必ずしもそれがどこにあるかということが明確になってない。全部に普通貯金に入りますから、あのほかのものと一緒にとる。本来なら、私いつも監査のときに申し上げるんですけど、本支店勘定の事務的な話なんですけど、本支店勘定として一般会計繰入金という勘定科目でこの現金預金は管理すべきじゃないかということ指摘しますけど、まあ今のところまだ現金預金という勘定科目でいっておりますから、じゃあこの現金預金はどこにあるんじゃないかとすると貯金通帳のすべてのものにこう入り混じって入っているからどこにどういくら入ってるかということは明確になってないです。だから、こういう場合は本支店勘定使うのが本当ではないかということを申し上げました。

以上です。

（明神議員より「自分お聞きしたのは、一般財源と一般会計とを自分は、あの課長が一般財源といったかも分からんが、自分は町の一般会計の方へ繰り入れて、あの使い方というように自分聞いちゃった。そう理解ひしょったもんで、その一般財源と一般会計が違うかどうかいうことを、自分が勘違いして理解ひしょったがどうかいうことをお聞きしたのですが。先ほどの質問は」との発言あり）

あの、ただ今申し上げましたように、財源として使われておりますから、実際には減価償却そのものの累計額は預金には残ってないです。ただ、幾分か運用益で残ったのは現在剰余金として残るとるわけで、減価償却がそのまま累積として残ちよるということはないです。これは全部起債の返済財源として使われておる。こういうことになります。

（明神議員より「いま自分がお聞きしようがはね、自分は一般財源といったのを、水道会計の中の財源という意味やったのか、自分は町の一般会計の方へ減価償却の金額は繰り入れて使用しようというように、そのとき理解をひしょったもんで、あのその違い」という発言あり）

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

基本的にはですね、先ほどいいましたように、複数の会計すべてを会計管理者の方で管理しておりまして、その中で、運営をしておるといふふうにご理解願いたいと思います。

それで、減価償却については、今、金子監査委員からも答弁があったようにですね、今までに拡大をしていく中で、内部留保金を当てておりますので、今内部留保金そのものがですね、ちょっと数字的には1億弱くらいじゃないかと思えます。あの数字はちょっとおいてください。そういう状況の中で、そのお金もですね、今の町の全体を運営する中の預金のどこにおるかということまでは指定できておらないというのが現状でございます。分かりますか。

(明神議員より「分からん」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

暫時休憩いたします。

休憩 10時42分

再開 10時43分

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 (小永正裕君)

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長 (松田博和君)

ちょっとすみません。

内部調整しましたけれども、基本的に予算上では分けてですね、水道の内部留保金はなんぼありますということでも明記はできておりますが、それでよろしいですかね。

18番 (明神照男君)

いや、自分、さっきから聞きようことは、委員会のところで自分、減価償却を聞いてうね。このお金どこへ置いちょうぜよいうて。別にほら、まあ自分、分からんけど基金とか何とかで自分はよう見つけざったきに、ほんで、本来やったら減価償却のお金は、そこへ置いちよかなあいかんわけよね、基本的には。けど、それが見えちよらざったきに、そのお金をどこへ回っちょうぜよいうて自分聞いたら、自分が理解したが一般会計、この町の、親の方の会計へ入れて使しよう、いうように自分は取ったわけ。ほんでそれが、今、一般財源と一般会計を自分は、課長がまあ一般財源言うたのを、自分は一般会計、この主の、親の会計の方へ持って行って使しよういうように理解しちよったもんで、ほんでその一般財源と一般会計とは別のがかよということ、自分に説明してくれたときよね、まあ水道会計の中の財源として使しようがやったら問題ないわけよ。自分、質問させてもろうたのは。

議長 (小永正裕君)

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長 (松田博和君)

使しようのは、間違いなく水道会計としての使用をしております。

(明神議員から「ほいたら水道会計の中で。ほんでこの、これの一般会計の方へは入れよるいうがやない」との発言あり) それはないです。はい。それはないです。

議長 (小永正裕君)

明神照男君。

18番 (明神照男君)

先ほど、その減価償却費を返済の方へ回しようというご説明でしたわね。水道事業の中の借り入れたお金へね。それは分かります、今言う、まあいうたらやりくりよね。本来やったら、水道事業の中で発生した利益で返済せんといかんわけよね、事業としたら。で、それを、その減価償却費を当てがういうことは、まあお金はこっちゃんの100円もこっちゃんの100円もおんなじき、それは分かるがですが、本来やったら、自分、思うたのは、一応、減価償却費は費用として計上して損益出しちようわけですわね。ほいたら、数字としたら減価償却費の金額はこればあ減価償却をしましたと、累計額がいう形に当然なっちよると思うがです。

ただ自分、ちょっと先ほどの説明で、そのお金を返済に使しよう、それも分かります。今言うように、運用

の中でやきにね。じゃあ、自分そこでちょっと思うたのは、その減価償却費は経費として計上して、それから水道会計では損益で、利益がずっとこう出るわけですね。まあ、そのときの事業にもよりますけど。そういう仕組みになっちゃうことは、まあ自分、お聞きするまでもないと思うんですけど。

ただ1つ、その減価償却費を返済資金に充てようというお話やったもので、ように自分お聞きしたもので、本来やったら、減価償却費は減価償却費で、形としたら置いちゃかなあいかんもんじゃないかなというように思っておるもので、お聞きしたのですが。

議長（小永正裕君）

金子監査委員。

監査委員（金子良一君）

答弁致します。

先ほど、議員さんが申されましたように、減価償却を引き当てとしたり、必ず反対側に減価償却積立金を計上する、これは公益法人の会計基準にはあるんです。これ、まあいわゆる間接法のいわゆる減価償却でやった場合、そういう問題が起きるわけです。

ところが、この場合は直接法でございまして、減価償却は年間の費用として損失するわけで、引当金計上しないわけなんです。で、そのまま損金として落としたお金は、いわゆるその内部留保として残るわけでございますね。内部留保と残りますが、本来、まあ議員さんが起業をなされておるからよくお分かりになると思いますが、企業がいわゆる設備を買うときに、借ったお金の返済する場合には、減価償却金額と、その設備が儲かる利益、この2つを足したもので年間のいわゆる借入金の返済の財源に充てるわけ。これを超えた場合、企業は倒産に向かって、それを倒産分岐点というんですけど、そういう形になるわけなんです。

で、この水道の場合も、今言いましたように、減価償却費はそのまま費用によって内部利用しますが、それをいわゆるその水道の施設に、借った起債に返済に充てる。その財源に充てとるわけ。だから、ちょうど今まで、私はいつも見るのは、そこが超過しておりゃあせんかどうかということ、まあ今日まで見てきましたが、まあ今日までちょうど対対ぐらい、ややその利益が出るぐらいの状態。だから、まあ適正なりと、こういうように考えてきとるわけでございます。

それで、まあ今言う減価償却は、一般財源とこんがらがとるわけじゃなしに、水道会計の中で運用されておると、こういうことでございますので、ご理解のほどをお願いします。

議長（小永正裕君）

いや、3回終わりましたので。

（明神議員から「はい、分かりました。ただほら、自分らあれで銀行がよ、償却後の利益を言うわけよね、銀行はね、民間の場合は。ほいたらうちらみたいに船造ったときは、2億も3億も減価償却せんといかんと、利益出んわけです。けど、銀行はそれ言うものでね。おまん、こればあ減価償却しちゃうき利益出る道理ないいうても、聞いてくれんがです。以上です」との発言あり）

山本久夫君。

19番（山本久夫君）

ちょっと時間が経ち過ぎて、ちょっと変になっちゃうんですが。

村越議員の答弁の中でね、町長がその監査委員の意見書を見てないという発言があったんですが。少なからず、この私としてはこの議場でですね、その233条の規定にあるその決算の認定ということで、会計管理者が8月31日までに町長に当該年度の決算を出して、政令で定められた書類を添えてですね、きちっとやって

いると。その決算書を町長は見て、中身を見て、それを今度、監査委員に審査をお願いするわけです。監査委員がその審査をした結果を出したのがこの意見書で、この意見書が出てきたら、この意見書は、町長は少なからず熟読して、その内容を十分把握して、議会へ認定の審査に付さないかんという、僕はそういう流れでやりゆうつもりで、ここで審査をしゆうわけですが。

町長の答弁の中に、この意見書は見ていないということであれば、それは大きな問題やないかと、少なからずね。中身まで全部覚えちゆうかいう話は、僕はしゆうわけじゃないで、その法律で定められた中で範囲でやりゆうわけですから、あまりにもその部分が抜けると、これは法に照らし合わせてもおかしな話になって、私らがここの認定を、賛否を問われても困るわけです。

そういうことがありますので、町長がちょっとうっかりして言うたもんやったら、ちょっと訂正をしていただかんと、この決算についてね、質問をしようという気にはなりませんので。

町長、一言あれば、言っただけません。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

そのように聞こえたかも分かりませんが、一切、そういうつもりはございません。意見書も見させていただきました。

私が監査委員さんに確かめたいと言うた部分はですね、その流用ですが、流用してきたものを、また足らんから流用してきておる。そのものを、また別へ流用したということは、財務規則で規制しとるのは、その部分であろうと思います。

ところが、まあ、両方でやってるといような事情もありますけど、それは別にして、流用して、さらに足らんになったらまた流用するとか、いろんな流れがあるわけですので、その財務規則の解釈といいますか、そういう部分を監査委員さんに一言確かめてからですね、きちっと整理して、おわびするところはおわびしたいという意味で申し上げたわけです。意見書は、熟読さしてもらいました。

議長（小永正裕君）

歳出のうち、2款の質疑はほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、決算書 469 ページの平成 20 年度財産に関する調書について質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

提訴になっちゅう分がございますね。被告になっちゅう分が、赤線で。

で、この中でよね、赤線、この中でまあ僕気になるのは、その赤線がどのくらいあるか分からんけど、その後々、誰が管理しても難しいことも分かるけれども、そのまあ赤線のよね管理を、まあ今後十分ですかねこれ。この、これはあるけど。この中に入っちゅうかな。入ってないかも分からんね、特別なもんじゃから。それはいいですかね。財産のうちやから、それも。

ちょっと教えて。

青線も一緒ながやろうか。その管理体制よね、どんなにしているのか。まあこれはこれでええですけど、この中身はいかんいうがやないが。トータルとして。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

財産に関する調書の中にですね、まあ赤線、青線が入っちゃうかどうかということですが。ちょっと、明確なお答えはようしませんけど、多分、入ってないと思います。管理そのものはですね、別の台帳できちっとし

てますので、このへんなお調べてですね、再度お知らせします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

ちょっと待ってください。

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

今、矢野議員のですねご質問にお答えしたいと思います。

基本的には数字的なことを、まあ延長とか面積とかいうことですが、それを把握しておりませんので、この調書にはようはめておりません。

これはですね、もう皆さん方ご承知のとおり赤線、青線。里道という赤線、里道。それから青線というのはですね、国が管理しよう河川、で、県が管理しよう河川。町の建設課の方の管理河川等を除いてですね、あと、谷川とか用排水路なんかがあるわけですが、これについては平成の12年ごろだったと思います。本来は、国の財務事務所が管理しておったものをですね、地方分権の関係と思いますが、各自治体に受け取るなら無償で渡しますということで、昔の切図、両町ともですね昔の切図で引き受けをしました。そういうことがありましたので、基本的に国土調査もできておりませんので、面積等の把握ができておりません。

そういうことで、現在のまあ管理は基本的に佐賀の方のですね平地部については、国土調査ができております。それから、大方の方の蝸川と、今、早咲のあたりがやっておりますが、測量ができておる部分については、それに基づいて行っておりますが、ほとんどの所が昔の青線、切図ですね。明治時代の切図でやっております。

それで、何かありましたら現地に赴いてですね、対応しているというのが現実です。

議長（小永正裕君）

藤本総務課長。

佐賀総務課長（藤本岩義君）

ちょっと今の分で、ちょっと補足させていただきます。

今、松田課長が言ったとおりでございますが、佐賀の場合はですね、先ほど話しましたように国土調査をしております、すべてではございません。ほんで、県との協議の中で、国土調査をして境界が明確になっておる部分のみ、町が引き受けますということで引き受けておりました、国土調査をしてない赤切図に載っておる赤道（あかみち）等についてはですね、現在も県が管理をしておるという状況でございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

佐賀はいわゆる、道を赤線、それから水路をですね青線ということで、まあ町管理かなど。いわゆるその県管理が町管理になったがですが。

その幅はいいんですよ。と、場所は。しかし、上よね。赤線、青線のある、既存のある所から、上はどこまでか、いわゆる青線の区域ですか。ヘリコプターが飛びようどこまでか、宇宙までなのか、そこを教えてください。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

なかなか痛い質問です。

現実問題ですね、それを規定したものはございません。法令でいきますと民法になるだろうと思いますが、それについてのですね解釈したものが、町としてですね解釈したものがございませんので、まあ通常、町道を管理すると同じように、まあ境の上空、まあ高さについてはですね、そこまでの規定はございません。

以上です。

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

高さが大体分かっちゃいますがね。まあ4メートルなら4メートル、5メートルなら5メートル、10メートルになると、これはちょっと、いわゆる建築法に、等々になるかなということがございますので、何メートルや分からんいうたら、ほんなら何かよ、水路の上1センチまで。そらおまん、何ともならんなるぜ。

ほんでやっぱり、4メートルなら4メートルぐらいじゃなかろうかねえというがにはならん。せめて3メートルとかよ、人の背までやと、そういうあれは、常識的なあれでできませんか。常識的範囲内ということですかね。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

実際ですね、まあ今、明確な基準というもんがありませんので、お答えがどうかは分かりませんが、今、ありましたように、まあ常識の範囲ということになろうと思います。

その常識の範囲の基準ですが、電線ですよね、電柱なんかがありますので、まあその範囲であろうと、ぐらいな程度というふうな思いです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号、平成20年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号、平成20年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 46 号の質疑を終わります。

次に、議案第 47 号、平成 20 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 47 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 48 号の質疑を終わります。

次に、議案第 49 号、平成 20 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

会計管理者からの説明が昨日あったんですが、まあ医師にお金をどっさり使うて払いました、いう話があったんですね。

だから、こういう所がおかしいなるわけ。ほかの所はばあっと飛ばしていちよいてね、ここはね殊更細かく、詳しく説明したね。作為を感じるぜ、これ。ああいうやり方は、何であんなやり方するわけ。特定の医者によね、名前を固有名詞挙げてよね、お金が要った、お金が要ったという話ばかり繰り返してやりよったがね、ありゃおかしいぜ。黒潮町として、元を言えば、佐賀村はちょっと分かんけど、まあ佐賀町のときからあった町営の診療所が運営していきようのに、その全体的な在り方、黒潮町としての診療所の在り方や、財源内訳を説明しながら、地域のためにどう活用するかという前提があつてよね、その話はある程度までやったら聞けるけどね、ああいうね、個人の名前まで挙げてやるやり方、よろしくないですよ。

この前も、総合振興計画の検証委員会のとときらあもその問題が出ちよりましてね、まあ私はその会のメンバーやけど、その部会にはおらったもんで。するとね、そのお金が要ったことだけをこう書いちゃうわけよね。歴史的な経過が全然その会の中でないがやき、説明が。で、私は別に資料を要求したわけですけど。

でね、そのねやり方がね、わし、おかしい思う。もうちょっとねちゃんとね、何でそこにそういう診療所があるのか、そこはね、きちっとねやってもらわんとね困るね、これ。町民がね困らんような行政運営してもらわな、何のために合併したやら分かんなる、これ。のけとうてたまらんみたいなことが見え見えに、わしは感じるわけよ。だから、診療所があるために、どれくらいのお金が黒潮町へ入っておるのか。そのためには、どれだけお金が要るのか。そこで何人の人間が働きゆうのか。合併協のあれ見よったら、歴史の認識を踏まえてというて、町長がちゃんとあいさつの中にあるもんね、文章で残っちゃうわけ。だから、その場限りのことではいかんし、我々は、病院が近くにあることの方がありがたいがですよ。そういうところをね全然参酌せんまね、数字のことばあ言いゆうけど、ああいうね、固有名詞挙げてやるようなやり方、ようないですよ、なんぼ議会の中いうたち。決算の説明の中では。

どういうわけで、そんなことまでやったわけ。ほかなことは言わんとおつて。不用額のことは何ちゃあ言わんに。

議長（小永正裕君）

会計管理者。

会計管理者（野並 純君）

ただ今のご質問にお答えを致します。

特段、作為を持ってご説明をしたつもりは毛頭ございません。診療所の運営について、20年度から運営の仕方が変わりました。医師への委託方式で行うということを変ったことについてですね、医師への委託費の支払いについて、ご説明をしておく必要があると考えましてご説明をさしてもらったわけでございますので、特段の意図を持って、こういうことではございませんので、ご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

町はそうやって言うしか方法はないけどよ、私にしたらね、医者いうたらもう分かっちゃうがよ。あえてよね、その名字まで挙げて言うことはないと思う。1回やなかったけん、それが。なんぼそういうことを言われたちよね、疑いとうなるわけよ。そこを言いゆうわけよ。現に、ほかのものは言わらったんよ、ほかの予算のときには。予算はいっぱいあるぜ、特別会計でも。繰り入れしちゆうがはどっさりあるわけよね、ほかにも。あるでしょう。あんたそこをね、そのことを問題としてとらえて言わらったよ。繰り入れは、ある程度のことは言うたかも分からん。ほかの特別会計のがは言わらったでしょう。繰り入れしゆうやいか、一般会計のことは何ちゃ言わらったぜ。それは問題やないが。だからね、やり方がおかしいがよ。もっと、その一般会計から入れよう理由をちゃんとと言わないかんに。ほかの特別会計、全部一緒よ。ほんじゃからね、そんな思いやなかった言われたち、そのまま、はい、そうですかと聞きにくいわね。

特別会計の繰り入れなぜ言わらったが、ほいたら。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

今の矢野議員のことについて、ちょっと説明致します。

国保直診会計の、まあ不用額調べということで、こういう状況が出てるので調書を送ってくれということで、私どもの方が、まあ平成20年4月1日から花田医師に、直診から開業医になったことによって、まあもろもろあるがですが、まあ需用費、消耗品等が要らなくなったために、まあ700万余りの金がまあ不用額となりましたというようなことを会計管理者の方へ報告したことによって、会計管理者もその旨をもって報告したものだと思えます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑にはありませんか。

（矢野議員から「ちょっと待って。わしは会計管理者に聞きゆうが。今のがは答弁になっちゃうらん、わしの聞いたこと。」との発言あり）

議長（小永正裕君）

会計管理者。

会計管理者（野並 純君）

繰入金等のことについてのご説明のことだったかと思えます。

それぞれ各事業、各特別会計の運営の中で、まあ例えば農業集落、漁業集落あたりの運営も、非常に加入者の、新規加入等が進展が見られないといったようなところでの、それぞれ事業での運営の問題点、こういったようなところを踏まえて、一般会計からの繰入金、あるいは財政調整のための財政調整基金からの繰入金、こういったようなところが例えば連々続いておるとか、あるいは多額に発生をしておるとか、こういったようなことは決算上、非常に重要なことであろうと考えております。

で、そういったような点で診療所の運営をですね、この基金からの繰り入れもだんだん細くなっておるといったようなところで、この診療所の運営にもその運営上、注意もしながらやっていかないと、こういう考えで、こういうところでご説明をさせていただいたところでございますので、ご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

ほんでよ、なぜ固有名詞を何回も言わないからったが。そこよ。

議長（小永正裕君）

会計管理者。

会計管理者（野並 純君）

固有名詞を意図的に出したわけでは、決してございません。

ただ、診療所の運営は、その医師の日々の努力をいただいてですね運営をやっていただいておりますので、その医師への支払いということでまあ固有名詞が出てきたということでございまして、まあ、診療所への委託の医師の固有名詞を使うということについて、自分としては深く問題を感じておりませんでしたので、そのまま読み上げて説明をさせていただいたということでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

すいません。

この不納欠損の額の 14 万 2,230 円ですかね、これは 19 年度に確か未収金がありまして、それがほんとは個人経営に変わるときに、町営から。まあ不納欠損にして、ゼロにして渡すような話で、委員会ではそういう話の流れがありましたけど。そのときに、それができないということだったような答弁だったので、この不納欠損というのが、19 年度かそのときのご本人死亡、それから、財産放棄により未収になってた分があったと思うんですが、その処理なかでしょうか。

そのへん、ちょっとお聞き致します。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

14 万 2,230 円の今回、不納欠損しておるわけですが、私が課長になりまして 19 年度の決算を受けたときには、まだ地方自治法の 5 年とかいう話がありまして、まあ 20 年度に向けてちょっと調べて対応しますということで返事したと思います。

それで、20 年度に向けていろいろと不納損の関係のデータ等調べておりましたら、公立病院の診療所等の消

減時効が、民放の170条の1号に適用して3年ということが書き切られておりましたので、その旨、上司の方に起案しまして不納欠損処理をして、今回の14万2,230円の、1人分ですが、そういう形で処理させていただきました。

(森議員から「はい、分かりました」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番 (西村策雄君)

声がこまいき、どうか分からんけど。

いわゆるその直診勘定のいわゆる欠損、これは死亡でどうしよもないということはもう分かっておったのですが、この拳ノ川地区の診療所、これが非常に問題があるぜよということをです、大方のいわゆる、大方、佐賀いうたらおかしいけど、佐賀の課長らは分かちゅうわけよ、地域性からこう、歴史を分かちゅう。ほんで大方地区での、いわゆる地区民の考えから言うたらね、ありや、あんなどこへ向いてよ、何が要りやあや、思うちようかも分からんけど、ものすごい歴史がある。ものすごい歴史がある。ここへね診療所を造ることということはね、ほんまにね僕らがね17歳ごろからね、大運動したがよ、ずうっとみんなが。ほんで拳ノ川の人は一丸になる、佐賀も応援をする、文化活動の中で。そこへ向いてね、ほんとによそから来ていただいて、鈴、その当時は道も悪かった。今は国道が通ちゅうけど。やはりね、中山間地域で窪川とはね、やっぱりこういういろいろのつながりがあるけど、高齢者がだんだん増えてくる、けが人が出たらね、やはり近で処理をしてもらいたい、手当をしてもらいたい、それがね人間の心情ながよ。

ほんでね、拳ノ川の診療所は特に町民がね、私らよりも町民の方が熱心に、ここの存続に取り組んできた、応援をしてきた、その経過があるがですよ。大方はどうです。私は2、3回聞いたきよ、頭からどうも離れんが。灘から伊田、有井川とかよ、あこらの医療はどんなに考えちようがです。要らんこと言いさせな、こんなことを言う気はないがですよ。ないけど、どうもこの拳ノ川の診療所の存続についてね、どうも切り離したいようなふうに、僕らに見えるわけよ、執行部の対応が。大方は中村も近いし、名医もおるろうき、わしや知らんけど、こういう問題はないと思う。しかし中山間地域はね、厳しい。

そういうことを考えるとね、やはりねいろいろ、矢野君からも発言があつたが、いろいろの執行部の発言がね不安を感じるわけよ、住民も。住民も感じる。もともとね、佐賀の議会もね、悪いけど先生にね、あんまりね好感を持ちよらつた人もおる。わしもその一員やった。しかし、そうやなかつた。他町村に行て、初めて分かつた。他町村からの患者さんがどんどん来よつた。ああ、僕らの認識とは全然違うちよう、認識を改めなかなあ、ということでやつたがです。今後ね、このことについてはね、十分ね配慮したね発言、対応をしてもらいたい。

そのことにどう考えちようがですか。ああ、これは一般質問でやろう思うちよつたがですけど。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

お答え致します。

拳の川診療所につきましては、おっしゃられるように歴史もありです、佐賀の、特に北部地域の皆さんのまあ唯一の医療機関として、今まで本当に前任者の信じ難いような努力によってです、すこぶるいい形で運

営されてきておったわけです。そのことは大事にもしなければならぬし、また、それに近いような形ですね、先生が代わっても運営していただけるものとして、私ども非常に期待もしておりましたが、若干内容的に、そのようになってない部分もあるかなど。

それから、また、自分で運営をまあ開業という形でやりたいと申し出があつて、私どももあそこの診療所をなくすわけにはいきませんので、先生の意向も酌み入れてですね、なおかつ、また先の期待に応えられるような運営をしていただきたいと思いますし、今、進めておるところですが。そういうふうには、以前のような形で運営がまあされてないといえますか、先生には先生の考えもございまして、そのへんをもどかしく、大変申し訳ないというふうな思いもしております。

それで、大事なところはですね、佐賀北部地域、特に、そういう医療のあれを担うと。拠点的な施設としてああいう施設もあるわけですので、本来のそういった機能が発揮されないということに対して、もうそういうことがあるとすればですね、全町民に対して申し訳ないという思いはございますけれども、あの佐賀北部に対して、あれをなくするというような思いは毛頭ございません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号、平成20年度黒潮町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

1点、教えてください。

この会計の中で、歳入歳出不足が440万弱出てるんですが、説明の中でですね、不用額も約7,000万近く出ているんですね、それでまあ前年見込みを下回って、こうなったというお話はいただいたんですが。

そこのですね、ちょっと仕組みが僕、この会計あまりよく分からないので、なぜ、ここの歳出不足額440万円が出たのか、もう1回、具体的に教えていただきたいんですが。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

お答えします。

不用額の6,700万くらいのお金ということで理解しておるわけですが、このことについては、老健については平成19年度でまあ事業そのものは終わっておるわけですが、診療そのものについては20年3月診療がまだ残っておりまして、3月分の追加請求や、まあ過誤請求というようなことがあります、その分見越してまあ1カ月半くらいの見積もりをもって、診療に要るであろうという見込みを立ててやっていたものが、まあ思っていたより過誤請求とか追加請求が来なかったために、6,700万余りの金が残ったということです。

それで、今の質問に対し、先ほど6,700万ということも答えたわけですが、そのこととまあ同じく、併せて、まあ収入歳出予算が439万9,035円が残ったということは、20年の3月分の収入が2、3カ月遅れて入ってくる関係で、国の予算がそういう形で出納閉鎖後に入ってくるということで、439万9,000円が20年度の決算の

中に入ってきてないということで、このことについてはまた 21 年度に繰上充当ということで、予算計上して処理しております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第 51 号、平成 20 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 51 号の質疑を終わります。

次に、議案第 52 号、平成 20 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 52 号の質疑を終わります。

次に、議案第 53 号、平成 20 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

小松君。

14 番（小松孝年君）

この農集も、次の漁集も一緒ですけれども、どうしても加入が少ないというのがずっとネックになっていると思います。

で、このなかなか加入してくれないという原因はということかということと、それから、まあそれに対しての何か策を講じてるか、ということをお聞きします。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

加入促進にかんしてですけれども、特にですぬ出口地区についてはですぬ、区長が、課長の顔は見たくないというぐらいに、こういろんな面で協議しております。

それと、策ですけれども、出口地区についてですぬ、一定限どういう形でやったらその加入してくれるのかというようなアンケートをですぬ区長にですぬお願いして、未加入の所からですぬ、アンケートを取るような策も講じておりますので、その点よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

小松君。

14 番（小松孝年君）

今、そのアンケートを取るという言いよりましたけど、そのアンケートの内容はちょっと分かりませんが、まあそのどうして入れないかという原因が分かってくるんじゃないかと思いますが。

大体まあ普通、都市下水なんかやったら5年以内に入らないかんという法律があります。ほんと恐らくですね、こういう時代ですので、なかなか個人の方がですね加入するとなると家の改造資金とか、また、接続するための配管工事なんかがあつてですね、なかなか予算的に厳しいもんがあるんじゃないかと思います。まあ大体1軒当たり、下手すりゃ100万近く要るんじゃないかというふうに思われますけれども。まあこれ、ずっと自分は産建のときからいろいろそういう話をしております、なかなかその他の、まあ漁集も一緒だと思いますけれども、担当は大変な思いをしております。

で、そういうところでですね、ここでまあ補助金を出したりするとですね、また先にやった人たちとの調整が取れないとか、そういうことがあると思いますけれども、まあ前回の自分の一般質問の中にも出しましたけれども、そういうときにまあ別の方法としてですね、そういうこの漁集とか農集で出すがやなしに、まあリフォーム助成金なんかを別に構えてですね、そういう制度を利用して、加入を促進できるようなこともできるんじゃないかと思います。それはですねやっぱり町長、そういう問題うかその1つの課で問題抱えていることがありますんで、そういうとこをまあほかの課で別の制度なんかを作ってですね、そうした連携ができるような指示ができないもんかと、自分は思っておりますけど。

そのへん、町長どう思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

今のご質問ですが、今この場ですつと答えできるような内容じゃあないんじゃないかと思います。

まあ、この農業集落、あるいは漁集の問題につきましてはほんとに大きな問題でして、抜本的な対策をというように思いであれこれ考えておるところでございますけれども、なにぶん、次第に景気の後退ということですね、その環境が悪くなっておるといことで、まあ一軒一軒お願いをしてですね、何とか1軒でも接続をしてもらおうということ以外に、今のところないんじゃないかなというふうに思っております。

まあ、全体の中でいろんな方法がないか、引き続き検討してまいりたいと思います。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

自分もいろいろ考えてますけれども、絶対、この課だけではですね恐らく解決できないと思いますんで、ぜひともそういうふういろんな方法を、別の課でですね制度なんかを作ってですねやらなきゃいけないんじゃないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

1つお聞きしますけど。出口でですね、昨年一戸の方が新たに加入されたとお聞きしましたけど、やめた方もおいでるんじゃないかと思うんですね。亡くなった方とか引っ越した方、例えばね。

加入が減った分はどれぐらいあるんでしょうか。出口、蜷川、分かりましたらお願ひします。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

ちょっと具体的な数字、この場ですつとはあれですけども。

その移転とかです、議員言われるように亡くなった方とかいう分野も確かにありますので、確か、出口地区で4戸ぐらいはあったと思いますけれども、正式な数字はちょっとごめんなさい。はい。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号、平成20年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号、平成20年度後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号、黒潮町行政組織条例の全部改正についての質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これ、何で今、提案されますかね。昨日言うたかも分からんけど、ちょっと確認させていただきたい。

それからね、第3条の規則。これはね、できたら今日、頂きたい。

（議場と議員とのやりとりあり）

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

2点、ご質問があったかと思えます。1点は、何で今、提案をするかということと、規則を提出してほしいということでございます。

第1点目につきましては、3月上旬には人事異動を発令しなくてはなりません。そうしたことでですね、3月議会では間に合わない。で、最終が12月議会ですべてともお願いをしたいと、こういうことで提案をしたところでございます。

なお、規則については、まだ課内でも庁舎内でも、最終的な協議がまだできておりません。この条例を可決いただければですね、ご承認いただければ、直ちに規則等の見直しをしていきたいと、このように考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

山本久夫君。

19 番 (山本久夫君)

これは町長の内部組織の議案ですので、ちょっとお聞きしたいんですが。

昨日、提案理由の説明で言われたかも知れませんが、まず、その現在ある産業振興課と、今度創設しようとしている産業推進室。この違いは何かということと、それと、佐賀支所とされる部分のこの分掌事務がずっと書かれておりますが、その職員数はどのぐらいを考えてるか。大方と佐賀で、どのぐらいの職員数を考えておられるかということを、第2点目です。

それとですね、まあ当然、町長が設置する条例はこれ、なかなか修正できないんで、この部課設置条例というのは議会が修正はできませんので、ある程度のこの課の設置については、町長のかんがりの主体性が入ったもんじゃと考えております。

ただ、検討委員会の中身と全く一緒で、この検討委員会の答申が丸写しのような状態ですんで、そのへんは町長の趣旨というか自分の思いとかね、これはどこに入っちゃうのでしょうかね、この中に。それを3つ目、お聞きしたいと思いますが。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

3点、ご質問がございました。

まず産業の関係で、産業推進室を新たに設けるが、従来の課との違いということになるかと思えます。

従来の課につきましては、本来業務というか、そういったものが当然あるわけでございまして、この推進室におきましては、いろいろな地域特産物あるいは地域産品を利用した商品開発とか、それから今、いろいろな取り組みがなされております。そのさらなる具体的なですね推進というようなことが非常に強く求められておりますし、また今の組織では、それを取りまとめていくというようなことが非常に困難です。

そういったことで、県の産業振興の部署も同じようなことだと思うんですけども、まあそういったものに特化したことを行うということで、内部的にもですねその議論はだいが致しました。そして、何点か取りあえず取り組む、例えば、高知大学の連携であるとか、県の産業振興計画に基づいたものであるとか、そういった分野に限定をしてですね取り組んでいくと。

まあこれは、観光の分野も特に大きなことになるかと思えます。観光につきましてもほんとに今まで、この反省もあるわけですけども、幡多郡そのものがですね、まあいろんな窓口があつたりして整理ができてないというようなこともありました。これも県にお願いして、このたび、ひとつの方向性を示していただいております。それに伴ってですね、町の方も観光にもっと筋道を立てて、力を入れていきたいという思いでございます。

それから、佐賀支所あるいは本庁の人員配置の件でございますが。これは今、検討中でございますが、まだ具体的な発表はできません。

それで、ただですね、佐賀の支所については窓口業務等に、単なる窓口ということじゃなくて、一定の対応もできるようなですね体制ということを考えながら進めております。

それから、この今度の行政組織の中身ですが、町長の思いがどのように反映されておるのかということでございますが。まあ一番大きな点は、この間も、あるいは一昨日もですね、提案理由の中で申し上げましたけども、ごく簡単に申し上げますと、まず、この厳しい地域産業の状態を考えましたときに、あるいは佐賀の住民

の皆さん、あるいはまた、今の既存の施設の利活用等々考えまして、漁業と林業の関係は、佐賀の方ですね。今まで大方地域よりも先進的に取り組んでいるということもございますので、その地域にもう統括をして、より充実といいますか専門性も高めていくという形を取りたい。農業については大方の方でと、こういうことがまず1点と。

それから、先ほど申しあげました推進室の設置と、それから、まあ教育委員会につきましては、佐賀の方で事務を執るというふうに、何点かございます。が、これもですね、やはり4年間のひとつの暫定期間というふうな思いの中で来年度からということで、まあ最終的にはですね、また庁舎建設等もございますので、何段階か踏まえて、皆さんのご意見も伺いながら、そういう形で進めていくべきものと思っております。

なお、産業推進室につきましては、先ほどから申し上げておりますような思いでですね、当初、委員会の方に、まあ当時、内部で協議を致しましたところ、私は強い思いがありましたけども、なかなかそういう課とこう横並びで、室というような同じような仕事をするような部署を設けるといのは、ちょっと混乱するのではないかというような懸念もありまして、課の、従来の産業振興課の中にですね、この推進係というようなものを設けるといような形で提案を当初、させていただきました。そして、その後、委員会のご意見等もお伺いする中でですね、最終的に独立した室というセクションになったということでございます。

そういう意味で、非常にこれについては私も強い思いを持っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

ただ、町長が言われるようにね、その産業推進室をわざわざこう引っ張り出してきてね、こうやって新しい課を創設するというのは、今よう考えてみたら、一次産業にしても商業にしてもですよ、その今、大方にある産業振興課と佐賀の海洋農林課で、それぞれ一次産業に携わってる人とか、それと商業の方もそうですが、その課がね、十分、今の問題点とか課題というのはね、把握できちゅうんですよ。

何か、町長のやろうとしてる産業推進というのは、今までの議会の答弁とか町長の考え方でいくと、要は、特産品とね黒潮印を付けるだけのね、産業推進室になりかねん。この課を、室長を置いて、職員をどれだけ置か知らんけど、課を設置した次の日から何しようかいうようなね、必ず課になる。これは間違いない。

これはねえ町長、もうちょっと町長がね検討委員会に意見具申をしたようにね、やはり今の課、産業振興課にしても海洋農林課にしてもね、いろんな問題持ちよるんや。十分分かつちゅうんですよ、一次産業の従事している人がどんなことを望みゆうかいうことも。ただ日々の業務の中でね、施設整備のことやら、修繕のことやら、いろんな要望のことに追い回られてね、そういうところになかなか目が行き届かんとところが現実なんです。だから多くの人もね、推進室をつくってくれたら、おららの農産物は売れるぞちゅうようなことは全然思っていない。今の現状をどうやって守るかということが、必死なんや。そういうところからね観点がねだいぶずれちゅうから、こういう結果しかよう出さん。この推進室はね町長、絶対ね意味をなさん、はっきり言うて。多くの町民はそんなことは望んでないけん。どこへ置かかって一生懸命考えよう間にね、一次産業はつぶれしまうぜ。やっぱり、個々に支援をすることが大事やから、設備の状態、施設の状態、どういうもんが欲しいかということがよう分かつちゅう今ある課にね、その担当を置けば十分できる。町長のやろうとしゆうことはね、いっそのことこの推進室長を置いて、係長を置いて、職員をどんな置かかは知らんけど、その人件費の3分の2でもね業務委託して、雇用促進協議会でもね委託業務した方がもっとね、進むと僕は思う。そういうね、方

向性もちょっと町長、考えたらええ、絶対。この課のつくる意味がね、ずうっと今までの町長の産業の振興の考え方からやるとね、うんと心配します。町長、158条の第1項を読んでこれをつくった。もう、その横へ書いちゅう第2号も読んじょってくださいや。町長は内部組織を編成するときは、効果かつ効果的な組織編成をしなければならない、いうて書かれちゅう。そのことを自分たちは、書かれちよつたらそのことに反することができんから、修正ができんがですよ。それが大きな足かせになっちゅうんです、その第2項が。それさえなかつたら直せるんやけど。だから、そういう苦しい所に議会の立場もあるわけやから、もうちょっとね、合併協の4年後、総合支所を4年でやる、4年後は内部組織は考えるいうことであれはね、もうちょっとねこのことはね慎重に審議して、ほんまに効果があるかいうことはねえ、町長自身がもう一遍ね、各課長、農業、農協、漁協、そういう所へ聞いて、それから始めるべきや。単なる、やりたいからいう発想でやられても、ねえ、何もこれはね進まん。必ず室長が困る、4月1日から。おらら何するがやいうて、必ず言う。そういう受け皿しか今、黒潮町の一次産業にしても、商工業にしても、ない。みんな、何かはしたいいう気持ちはあっても、今の生活を守ることで必死や。そういうところをもうちょっと見直してください。

それと、佐賀の支所に人数が何人なるか分からん。今、212人ですか、総職員数が。いくらなんぼいうてもね、分掌事務を書く段階において、佐賀の支所に何人置くか、大方の支所にどれっばあ置かいうこと、本庁に。それが分からんちゅうようなことをね言われても、これを議決したら、仮にですよ、兼務いう辞令を出せば、佐賀は課長がもしかしたら3人おって、係長が全部兼務したら、6人おつたらええろう。そういうね内容になってしまうから、やはりなんぼ最低でも議会に出すときにはね、人員ぐらいいはおおむねでもね、出さないかんがやないです。後で考えるちゅうような職員の数は、もってのほかや。一番、合併してね、やっぱり不安に思いう。佐賀地域は少ないから、どんなんなるじゃろういう、4年間は総合支所でやれたけど、支所になったどんなんなるやろういうことは一番不安に思いうときによね、人は何人置くやら分からんけど、まあ分掌事務はいっぱい書いちよくぞちゅうようなね、そんなね条例を出されて、あなたを信じましようちゅうような話じゃないやろう。これ条例ぜ。

そのへんの詰めは、もう一度聞きますけど、今議会の採決までに、この人間はどのくらい的人员配置ができるいうことを答えていただけますか。

それと、今の産業推進室について、あなたが、町長が本来考えていた、各課に戻すという気持ちはありませんか。

この2点、もう再質問します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

まず、産業推進室の件ですが。まあ議員のご意見はそういうことでございますので承りも致しますし、また、室がですね十分機能するように進めていくということも肝に命じてですね、やっていきたいと思っております。

同時に、多くの皆さんからですねそういった要望もお聞きしながら、私もそういうことになったわけですので、そのへんはご理解もいただきたいと思います。

それから、佐賀支所への人員の配置ということですが。まだ調整中でございまして、言われることもよく分かるわけですが、まあ、そういった事務をここでやりますと、それに対して必要な人員は当然確保していきますというふうなご説明を、委員会等でもさせていただくというつもりでおります。

以上です。

議長（小永正裕君）

山本君。

19 番（山本久夫君）

じゃあ、委員会で人員については報告をしていただけたという答弁でしかども、それはそれでいいです。

ただ、もう一度言いますけど、その多くの方がね、この推進については多くの方が言われてるんですけど、この間のじゃあ、特産協の話じゃないけど、特産協議会の中の 300 万で補正を組んでね、来年 6,000 万のものを建てましょうというときの、じゃあ人数は何人おったです。最初は 2 人で、次に増えて 9 人か 11 人になっただけでしょう。多くの人は、特産物はいくらでもあるんだ。カツオのたたきも特産品、ミョウガも特産品、キュウリも特産品。それほどね、目くじら立てて探さんち、黒潮町に特産品と呼ばれるものはいっぱいある。それをどうやって生かすかやろ。新しいものを誰っちゃあ作ってくれ言いやせんで。キュウリとラッキョウを一緒に料理したら、うまいことはあらせんで。そういう発想しかせんからいかんのや。もっともつとその下のもんをほんまにね、燃料が高くなった、どうやってこのハウスをぬくうしょうかて日々悩みようハウス園芸の方、そういう人がね、決してこれを推進してくれつこと言いやあせん。

やっぱりそういうところをね、もうちょっとね立ち止まって考えて、ただ形だけを整えることに精いっぱいや。だから後が、中身が何ちゃあないんや、産業の振興には。

議決までにもう一度、この産業推進室については、考えてみるとご返事をいただきたいんですが。これが最後の質問です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほどから申し上げておりますが、そういう思いです、一次産業の活性化を図るためにこの室を設けて、いろんな取り組みをしていきたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

（山本議員から何事か発言あり）

それから、議員はですね委員会で、その佐賀の支所に何人、どの部署に何人配置するということを答えるというふうに受け取ったようなんですけども、私の言ってるのは、それぞれの部署でどういった内容の仕事をしますと。それに対して、必要な人員は確保していきますと。

ほんで具体的にですね、その係に 3 人なら 3 人配置すると、そういうようなことはまだ検討中ですので、今議会中にはなかなかお示ししぬくいかんと思っております。

議長（小永正裕君）

じゃあ、休憩致しますので。

休 憩 11 時 52 分

再 開 11 時 53 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（議場より何事か発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 11 時 53 分

再 開 11 時 54 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

簡単に言います。

このいわゆる組織条例の中で、2番の佐賀支所があるのですが。この1、2番の海洋森林課となってもおりますが、これはですね、佐賀時代に水産を海洋に変えたのですが、そのときも私、海洋については反対をした意見を出したのですが。この海洋といういわゆる名称の法的根拠、どんなに考えておりますか。

いわゆるね、沿岸の漁業は3カイリ以内とか、まあその漁業区域が一応決まっておるんですよ。ところがその町の場合は、やはり水産課というのが適当ではないかというのを佐賀で言うたら、のけられた。海洋だ言うて。しかし海洋はね、領海以外の水産、海域になるがですよ。ほんで明神水産さんのように、港を佐賀の所属にしておりますが、ほとんどよそで領海外へも、公海へ行きます。その場合とね、この佐賀のいわゆる海洋ということについての大きなね、法的なわしは問題があると思う。法的解釈、そのことをお聞きしたい。これがいわゆるその委員会で出なかったかどうか。

もう1つね、その下のですね、いわゆる今度ら総務の2のところでございますが、職員の任命と勤務条件及び服務に関することについてですが。勤めたら給料もらわなかん。まあ佐賀支所と、元佐賀と大方とは給与体制が違って、まあ平均に戻してきたということですが、現在はどうか。佐賀支所の職員と大方の総合支所の職員、今度なるのですが、その場合、現在もう統一できちょうがですかね、すべて。このこと、もし統一ができてなかったら、ある程度、差がいろいろどっかにあるがやったら統一するつもりなのか。これ、検討委員会の学識者がおるけん、こればあの法的根拠は話はできたと思うがね。どうです。

答弁をお願いします。知らんとは言わさん。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

お答えをさせていただきます。

課の設置条例につきましては、それぞれ課の名称についての法的根拠は見当たらないと、このように考えております。ただ、われわれ課の設置名称を作る場合ですね、その実情に応じて提案をさせていただいたということでございます。

また、海洋ということでございますけれども、合併前の課の設置につきましては、海洋というのは非常に佐賀の地域の皆さん、思いが強かったようでございまして、改正後もですねこの海洋をぜひとも使わせていただきたいと、こういうことで提案を致しました。

以上でございます。

それから、もう1点の給与の関係ですけれども。これは私、就任当時、直ちにこの合併後の給与の統一につきましては精力的にその様検討してまいりまして、議会にも提案をし、承認をいただきましたので、既にもう統一をされておると、こういうことでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

まあ町長ね、もう合併して4年じゃきに、まあ4年後見直すという合併協の申し合わせ事項に沿ってまあやっておりますけれども。まあそれはそれとして、わしは今までね、ずうっとこの4年間、まあ3年ですか、4年間見てきようけど、ひとつもこう佐賀の方に気遣いをしよらん。気遣いをせんずつにね、目配りもせん。ほんやき、非常にこう佐賀のまあ我々も町民も、今の黒潮町になじまんわけですね。僕は、やっぱこの一黒潮町の議員としては、全体の気配りと目配りして、いろいろなまあ悪いところもええところも見えるわけですね。

ほんでこの今のいうたら組織をやるため、ほいたら佐賀からまあ何十人か本庁へ持ってくるにしても、この入れもんかね、どこへいうたら机を持って行ってねやるや、もうほんまに信号つけなあいかんばあのいうたら人になってくる。

ほんでこの間、この組織委員会の中におった一委員に聞いたら、何でも執行部の案ばっかで、我々が言うことは何一ついうたら通らん。聞いてもらえざったいう、まあ残念やねいうて話したことやったが。わしもいうたらその役場の移転の一委員であるけれども、もうそれも似たようなこう話。ひとつもね、この主体性がない、行政の主体性がない。

そういうことをね、非常に私はいうたらこの合併して気が付いておる。なんぼ議員が質問しても、ね、ええ話はもんでこん。後からやっていく。何で、この議員が質問したり、こうやって予算審議しよう折に、明確な答弁ができませんがかな。議員が言うて、やるいうて返事したらみんなに差し支えがあるきに、返事をできんのかなと。あの議員には返事する、ある議員には返事をしないと、ね。そういう感覚で、私はまあ見ておるわけすわ。

だから、この組織条例についても、役場の移転と品物ができるまでやね、私は現状でいうたらおってもらいたい。非常にね、こう佐賀にしたら、まあ福祉行政が停滞する、サービスが停滞する組織になっておる。これから年寄りが増えよけ増えてくる。そういうことを懸念するから、これもう少しね、時間かけて設置条例を提案していただくことはできないですか。

町長、答弁をお願いします。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

お答えします。

まず、議員の言われる佐賀地域の皆さんに対する配慮ですが、確かに十分であったか、また、そうでなかったかということは私にも分かりませんが、それなりに対応してきたつもりもございます。

そして、何よりも新しい町を名実共に1つの町に仕上げていくために、一定期間を置きながらそういう改革も進めていくというような、これ、皆さんに求められておることでもございますので、今回はその一環としてですね、4年後の見直しということで、職員の数も相当数減らしてきております。それに見合うた機構組織の在り方というものを考えてですね、なおかつ、またおっしゃられるように、それぞれの地域に不合理がないのか、偏りがないのかといったこともすべての面配慮しながら、かつ委員検討委員会にも付して、皆さんの意見も仰いで、出来上がったものですので、ご理解を賜りたいと思います。

議長 (小永正裕君)

村越君。

1 番 (村越比佐夫君)

ほんでね、まあ分からんことじゃないんですよ。分からんことじゃない。黒潮町は1つやから。

ほんじゃき、その1つをね、やっぱり自治体のとりでとして役場を中心にして、いかにどうね、町民をいうたら参加させて、町民サービスがいかにどうするかと今、考えた折に、今の体制でね、私は佐賀は置いちゃってもらいたい。今の体制で。

これね、この中へ向いてたとえ10人でもね、職員が何かへこう配分してもね、あの机をの上見てみ、町長。毎朝、10分ぐらい早うに出てきてね、見てみいや。パソコンを入れて合併したら事務が簡素化されてうんぬんわじゃいうて、わしの町長は言いよった。全然簡素化されてない、机の上は簡素化されてない。ね。それで、何の住民サービスが行き届くというが。

この組織改革にしても、人員の関係いうたら組合に気遣うてやね、組合と話してない、ね。それを単純にこの議会の場で出すなというて私は前回は、当初から言いよう。何でそんなこと言わなあいかんの。組合に相談せないかんのか。ほいたら議会、議決要らんじゃないですか。誰が主体性持ってこの自治体、責任持ってやっておりますの。そういう軽率な言葉使うてもろうたら困るいうて、前回から言いよう。自治体の最高責任者、国にしたら総理大臣やに。あなたの発言はね、非常に重みがあるんです。

私は、合併して1年間、町民も合併したという意識を持たすために、大きなイベント打ちなさいや。われわれ黒潮町の住民ですよと言いよう。2、3千万使うて、花火もぶち上げえいうような話もした。早く町民を1つのね、黒潮町として認知さすためにも、私は時間がかかることも百も承知。でも、今、この役場の移転とか、今、この入れもんの中で、ここへ佐賀の職員をね、なんぼ人が減ったいうても、なかなか入り切らん。教育委員会が佐賀へ行くいうけんど、学校が一番この入野が多いわけですから、ね。そういうことを総合した折、私はこの条例が正しいとは思わない。思わない。あくまでも、行政指導型でこの答申が出てきたもんなら責任持って、ね、住民サービスできるような自信があってやるのならええけんど、何らそういうものはないずつ、産業振興課にしても今、山本議員が言われたように、何ら執行部には目的がない。何ら目的がない。私はいうたら、田野浦の花のいうたら話もした、質問で。そんなもんには何ちゃあ興味を持たんとってやね、もう1回、田野浦のいうたら花の栽培をね、花咲かすばあのいうたら意気込みで、それ1つでもええですわ。目標持ってね、やらすというぐらいの、あなたが答弁すりやあまた別やけれども、何ら白紙やないですか。そういうこと一つ一つ考えた折に、もう少し町長としてのリーダーシップをね、私は、なるほどにやというような組織改革でね、やっていただきたいな。

ほんで私は、これは時期尚早。もう少し時間をかけて、役場の移転が決まって、職員もいうたら百何十人にするか、二百何十人にするか知らんけれども、その配置付けの絵が描けて、落成式と一緒にいうたら組織改革したらええと思うが。

いかがですか町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

この時期に一定の改革をしなければ、住民の皆さんの期待に応えられないというふうに思っておりますし、また、合併の大きな目的の1つでもあります、まあ最終的に一元化していくというか、そういったことに進めていくことにはならないんじゃないかと。庁舎ができるまでというような時間はないものというふうに考えて、今、提案させていただいております。

よろしくご理解を。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

時間はなんぼでもある。まだ、わしもいうたら 80 なんぼまで生きなあいかん。

町長ねえ、ほんまじっくりね、いうたらまあ佐賀の管理職もおる、入野もおるがね、時間かけてよ、私は話し合いしてもらいたい。それはね、佐賀はほんまにいうたら入野と違うて、もう役場へ年寄りらあがね来て、いろいろないうたら身近な相談もしたりしようこともあるわけやから。それがね、全部したらはい、入野へ行ってくださいとかよ、ちょっと待ってください、本庁で聞かないかんからいうことになってくる。うん。

決して、元の佐賀町のじゅうのええようなことをしてくれとは言わんけれども、今、この本庁に机と腰掛けを持ってきて、どこへ座るんですか。座る場所もない。ほいたら、教育委員会が佐賀へ行き、あこでやれいうのか。そんなもんじゃないと思う。

ほんまにね、ここはちょっと考えていただきたい。もう 3、4 年したら、もう本庁も建て替えないかんがやけん。3、4 年、何とか現状で置いてもらえんかなという思いがある。それ、町長が置く言うたらそれで終わりや。そんなことは何ちゃ、職員に相談する必要ない。

いかがですか、町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私も、今まで議員の皆さんとも、あるいは町民ともやりとりの中でですね、4 年後の機構改革ということは大きな区切りとして、ずっと言葉にも出してですね、皆さんからのいろんな話も聞きながら、もう一定、皆さんにもご理解をいただいた進め方であるというふうに確信を持ってですね、この時期に提案させていただいております。そういうことですから、もう少し時間をかけてということにはなりません。

が、細部ではですね、これは職員が住民に対して、いちいちの対応をするというところから始まってですね、大きな組織の在り方ということになっていくわけですので、住民サービスの上ではどんなことがあってもですね、最大限、サービスの低下がないように努めるつもりでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑にはありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

もう昼も回って、みんな腹減っちゃうか分からんけど、言わしてもらいます。

自分、この資料見せていただいて、この委員の皆さんの中に、合併に反対じゃった人が何人おいでるろうかいうことを今聞きたいがです。これは。

それと町長、しきりに町民サービス、町民サービスとおっしゃいますが、確かに町長やもんで、自分、当然のまあ発言いうかね、と思います。が、佐賀の住民にとって、佐賀から役場がないなることが自分はね、佐賀の町民のサービスなるろうか思うてよ。別にそんなことで自分、言うがやないが。ほんでやっぱ町民サービスいうたらよね、佐賀の方も町民ですきね。この町民サービスいう発言、適切やないと自分、思うがです。

まあそんなことの中で、先ほど言った委員会、それからこの委員会が、これのこの資料を見せていただくと、5 回しかというか、5 回もというか、まあ会を開いちよる。私たちにあって、ほんまにこれ大切ないうかね、重

要な問題。それから、これにもまあ視点と課題、それから、今回の機構改革の主な見直し、今後の取り組みの姿勢と期待、いう項目でまあ書かれちよるわけです。そんなね、ほんまにこれ機構を改革する基のよ、大方町内、また旧の佐賀町内、その中での機構改革するのやったらね、それはまあ先ほど、同僚山本議員の発言にもあったようにね、今こうやきね、これやったらええか分からんね、というようなことで進めれる問題やとは思いますが。が、今回の機構改革いうのはよね、ほんとに町長が口にする、黒潮町の町民がどういう組織にしたらほんと幸せになれるか。良くなるかという問題のとこを考えてもらわないかんと思うがです。

それでまあ言葉のあれですけど、この今後の取り組み姿勢と期待のね4番によ、これはまあどう理解してええか、かかりがましいか分かりませんけど、この組織は平成21年度まではドック中です。うちの船らがドックしようときは、何ちゃしよらんときやきね。ほいたらこの組織はよ、何ちゃしよらん組織やぜよという理解もできる。別に、この文言に文句つけるがやないけどよ。

そういう中で、今言う問題と、それから、まあ細かにあれしますと、佐賀から一応総務課がなくなるわけよね。まあそれに代わるもんとして、まあこの地域住民課いう部分の中に、カッコでまあ総務、情報、税務、福祉、保健。窓口第二のところに戸籍、保健、福祉、いう課というかね係もまあ設置するわけですきに、全然、佐賀を無視したということにはならんとは思いますが。

ただ1つね自分、ほんとに町長が言う住民サービスのためいうたらよねえ、自分は、総務課は本庁でかまんと思います。ただ、佐賀にもよ、課の下、係でもかまんきよ、いう機構やったらええがやないかなあと。結局、まあこれはまたあれな話になりますが、自分は合併反対やったがやきね。自分が反対いうのは、今のような形の合併やったらあて反対ぜよと、言わしてずうっともろうてきた。そしたら、ご存じと思いますが片山さんが言うちょうね、それを。三位一体改革から始まって、結局、合併が進んだ。そのときに、全国の市町村のまあ知事さんからはじめ、まあ下は村長さんまでよね、首長さん。大半の人が賛成したと。ほんで県で、知事で反対したのが片山さん1人やった。これは片山さんが言うことやき、うそかほんまか自分は分かりませんけど。ほんで、そのときにみんながよ、自分に都合のええことばっかあの形で理解しちよった。ほんで実際、合併進み、まあ三位一体の改革が進んでみたら、まあ国の方は分からんけど、地方の方はみんな当てが外れた、というような話がまあ聞いたことあるがです。そういう中で自分はねえ、まあこんなこと言うたらあれですけどね、もう今の成り行きはもう合併したときからよ、町長が出しちよるこの機構の改革にしても、こういうことを目的にして合併しちよるがやきよ、これは。と自分、思うがです。ほんで自分は今更もう、結果として合併しちよるがやき、こんなこといかんとか何とかいうことは自分は言うあれはないですが、ただ、合併したとしても、一応、黒潮町という町がここにあるがです。ほいたらその町をどうせないかんか、どうやったらそれこそ町長が言う、黒潮町民の皆さんがええなったねえ、合併して良うなったねえ、いうことにつながる取り組みを自分はせないかんと思う。いうことですきに、これを頭からいかんとか何とかいう考えは自分はありません。ただ、今言うように町民の皆さんの、黒潮町の中で、大方地区の人も佐賀地区の人も、まあいかんこともあったけど、ええこともあったねえ、というような町を自分ら目指さないかんと思う。ほんでそのためには、今言ったように、総務の仕事にしても自分は、やっぱ佐賀に、今現在は佐賀にも課がある。その課がなくなるのは、もうこれはもうしようないと。課として佐賀へ置きちよくということはね。ただ、現在のその総務の課がやりよることは、やっぱり佐賀にも置いてもらいたいと。課を置いてくれ言うがやない。まあ、それは町長に言わすと、今言うように地域住民課でそういうこともやります、いう話になるとは思うがです。そういう中で、ひとつまあ先ほど西村議員の質問にもあったように、海洋森林課か。まあこれは、海洋をどう解釈するかいうことやきにそれはそれとしても。自分、町長が言う一次産業の中の漁業をね元気にするがやっ

たらね、佐賀へ海洋課を置くことない。置いてもらうことはありがたいけど、ほんとに黒潮町の漁業を元気にするがやったらよ、大方地区の人には申し訳ないかも分かんけど、ここへ置いて、田野浦からよね灘までの漁業をどうやるか、ということが自分は大事やないかと思うがです、これは。町全体の漁業として考えたときに、そういうようにまあ自分は思うわけです。

ということで、まあ取りあえず今のほら、反対の人の委員。それから、佐賀から総務課がなくなるという問題ね。ほんで、佐賀から総務課をなくすることはもうやむを得んとは思にしても、それが合併の目的ですき。けど、課やなしに係ぐらいのあれは、担当者は置いてもらえんろうか。それから3点目が、今言う海洋。黒潮町の水産業を元気にするにはね、自分は、佐賀へ置いてもらうことはありがたいです。自分ら便利なきね、これは。まあ今やったらよ、雇入れも佐賀へ行たらできる。もし、本庁の方へ持ってきたらよ、場合によたらここまで来ないかんか分かん。けど、それはあくまでもね一部のよ、個々の考え。けど、全体として黒潮町の漁業をどうするか。先ほど、山本議員のあれにもありましたように、その推進室、そういうような考え方が、産業推進室ね。ほんとに自分は思うがです。ほんとに町長が、まあこれ、町長が提案しちょうがやきね。この町の産業をよ、元気にするという目的で取り組むとしたら、いっつも町長、自分らの町は一次産業の町やと。農業、漁業を元気にせないかんということがほんまの気持ちで言いがやったらよね、自分は、今までやったら何ちゃ昔からやりよったことをずうっとやってきたらえかったがやき、佐賀へ置いちよつてもかまんと自分、思います。けど今からは、まあ、農業のことは自分は分かりません。漁業はね、今までの考え方ではもうやれんなってきちよるがやきよ、やれんなってきちょういうことは、これからどう新しい道を、取り組みを考えないかんとときに、自分はなってきた思う。そういうような考え方からしたら、佐賀地区の漁業が元気になるって、やってもらうこともありがたいことですけど、町全体で考えたらね、自分、今からの漁業は、佐賀はもちろんお願いせんといきませんけど、田野浦から灘までの漁師の人、少ない。少ないきに、まあ元気がないいうたらいきます。上川口にも、やっぱふとい船もやりよう人もおって、元気にやりよるきね。全体として町を考えたときにいう取り組み、それこそが本当の産業の振興になると、自分は思うがです。

そればあの考え方いうようなことをいうたら失礼になりますけどね、機構改革するがやきよね、そういう考えも自分は持ってもらいたいと思うて、まあ3点をお聞き致します。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

お答えを致します。

組織検討委員会のメンバーの中で、合併反対論はというご質問でございますが。私ども、合併に反対か賛成かというようなことで周知は致していませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2点目の件でございますけれども、現在の佐賀総合支所総務課、佐賀総合支所健康福祉課、この2つの課が1つになってですね、地域振興課ということでご提案を致しております。

ご質問の、現在の総務課の中に係を設置してはというふうなお話でございますけれども、その現在の事務分掌がほとんど、地域住民課の方に移ります。そういった形で、非常にボリュームが、事務分掌が多くなりますので、その係には第一係、第二係ということでご提案をしたいと、このように考えております。

なお、機構改革の配置等、また、係の名称につきましては、今会期中にですな現在の素案をご提案をしたいと、こう思っていますのでよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

漁業をはじめ、産業に対する考え方のご質問ですが。まあ、漁業の方を佐賀支所にですね統一するということにつきましては、まあ町全体の漁業、あるいは国全体の漁業というようなことも当然あるわけで、漁業は大変厳しい状況に今、置かれておることも十分認識しておるつもりです。

そんな中でやはりですね、佐賀を基地としたカツオ漁船等々のですね従事者が、非常にたくさん町民の中におられるということを考えますと、この今の産業をですね基幹として支援していくという体制を、行政の機構の組織の中でも取っていくべきであろうということで、佐賀にそういう海洋の部分ですね一本化して、より専門的な対応がですねできるような努力をしていきたいと、こういうことでございますのでよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

まあ今、澳本副町長さんのお話。けんど副町長さん、分からんことなかるう、おまん。あていでも分かる。ありゃ、この人は合併の協議会のときに、反対したらしいという。まあそれはね、立場上言えんことやとは思いますが。

自分ね、そこにも問題がある思うがです。どの方とかいうことじゃないですけど、少のうてもよ、この行政組織、これ機構を改革するということは、先にも聞いていただいたようによね、町にとっても大事なことやと思うし、それから、町にとって大事なことということは、まあ私たち住民ねえ、町民の皆さんにも大事なことのがです。そういう中で、どうするかという問題。

それで、まあ先にもこれも聞いてもろうたように、もう合併した段によね、佐賀から役場がないなるきいうて文句言うたち、自分、いかん思うちょうが、自分は。もう合併した時点で、もう多数決いうかね、結果として認めちょうがやけん。ほんで自分は別に、今更合併をどうのこうのという思いは持ってない、これは。ただ、持ってないにしてもよ、これからの町をつくるに、つくっていきようがやきね。その中で、自分はこの委員の中でこうやって、自分、19人の方みんながね、この人はこの人はいうことは分かりません。ただけんど、自分も名前を知っちょう人は大体が、ああ、あのとき賛成の発言しよったよ、という人が多いわけよ。そこがね自分、先ほどの融和やないですけど、今までも問題やし、これからも問題になると思うもんで、まあお聞きしたわけです。

それで、その5回、先ほど、村越議員の質問の中に、まあ、これは言葉悪いですけど、隠れみのいう失言は、この方たちに対して失礼かも分かりませんけんど、町長がやりたいことを認めてくれる人、認めてくれる組織が諮問ですきね、一般論でいうたら。そういうことやきに、ですけんど、ただ、委員の中でも言いたいことも聞いてもらえざったとかよ、それは、これもまあ多数決やきねえ、自分の言うたことを聞いてもらえん人は、そういう発言なると思うんです、その会そのものの意思はともかく。いうこともあるきに、そのことはそのことですけど、ただ自分はね、この5回しかよ会を開いてないいうことは、どうかなと思うがです。

その、町長に5回の委員会の答申やから、十分ですというお考えを持っておいでるかどうか。まあ、後のことはもう時間も、みんな腹減っちょうし、もうこれで終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私自身は、その提案をする前にもですね、随分いろいろと皆さんの内部で協議、話も聞きながら、固めたものを提案し、また、委員会の中で5回にわたってですね、いろいろ調整もしていただいたと、議論もしていただいたということで、十分な審議を尽くした結果であるというふうに考えています。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあちょっとした内容ですが。

その教育委員会の、まあ佐賀町へ今度、全部移すということですが。その中でやね、まあ教育研究所がまあ含まれておると思うんですが。この教育研究所というのは、研究所か研究協議会か何かですか。

これは教育委員会の所管する、組織の所管する組織なのか、それとも、全く委員会に関係のない、まあNPO等の集まりで、委員会とは関係なしにまあ教育を自主的に、そういう研究をしようという集まりなのか。それが1つ。

それからもう1つ。まあ、この今度の機構のこの中で、まあ一緒に佐賀町の方へ移るようですけども、この、一体どんな研究をされているのか。全くその活動が、まあ私、ようつかんでない。まあNPOの、そのものが単独にやっておる活動であるならば、まあそれはちょっと分からんと思うんですが、まあ雇用促進協議会とかいろんなそういうまあ議会の審査が届かない組織もまあできておりますので、そういう点でちょっと気になりますので、そのことの内容についてお伺いをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

佐賀教育研究所はどこの所管かということですが、これは教育委員会の所管でございます、NPO等には全く関係はありません。

それから、どのような仕事をしているかということですが、これは条例の中にも記載をしておりますが、子どもたちの学力向上についてですね、どのようなことをすればいいかというふうな研究、あるいは教材研究、あるいは特別支援等ですね、子どもたちに対する支援等の研究ですね。まあそのようなことを、今、やっております。

もう少し具体的に言いますと、現在、学力に対しての全国学テもやっておりますが、これは全国の結果につきましては、文科省の方から来ますけれども、黒潮町においての結果についての調査ということは、やっぱり我々が知る必要があるということで、この研究所を通じてですね研究もしてもらっているというふうなことでございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

そうすると、教育委員会に所管する教育研究所であるということですが、いわゆるその権威的なもん、この委員会で抱えている、そういうまあどんな形で、教育長の諮問によるものか、あるいは各学校からの要請によって、いろんな相談事とかいろんなことがあるのか。まあそれに対して、対応できるようなひとつの指導をする機関なのか。それが、もちろんその学力向上とかいろいろあると思いますが。

そうすると、学校運営について、現場の運営について、やっぱり教育研究所がいろいろな指導に当たっているのか、教師自身の、いわゆるまあ自身のその教え方とかいろんな内容について、各学校の教師自身に対するひとつの指導がなされているのか。

その点について、お聞きをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

学校運営のことにつきましては、これは校長の責任でございますので、そこまで立ち入ってですね研究所がやるということはありません。

それから、組織的でございますが、研究所の所長は、うちの教育委員会の次長が所長を兼ねておりますので、当然まあ私の方からも指示もしますし、また、所長の方からもですね指示をして、先ほど言いましたような業務をこなしているということでございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ、各学校においていろんな問題を抱えておる。で、その問題に対して、その学校でどう対応して取り組んでいくのかということが、今、保護者の間、PTAの保護者の皆さんの間においていろんな形でこう、不信が出ている。まあ、大きな問題も起きました。しかし、それを適正に取り扱うことができる、処理をするというようなことも、まずない。ただ、自己保身のために突っ走って、何とか責任逃れをすとか、それから、教師の中に非常に、何というか、資質的にもいろいろ欠けるような教師の存在が、まあいろいろ目立ってきておる。

だからそういう点で、やっぱり家庭と、学校と、それから子どもたちとが1つに、やっぱり信頼関係でこう結ばれるような、そういうひとつのつながりというのがまず第一に、今、要請をされなければならないと思うんですが、そういうことに対して非常に、こう何というか、教師の取り組みがいろいろ、不手際とかいろんな形で、まあ管理をする。個人の教師に対する管理が、まあ校長の管理指導が十分、その力量が行き届いてない。あるいは校長自らが逃げ腰になって、指導も何にもようしないという、まあそういうことが目立っておるんです。

だからそれを、やっぱり教育研究所の中でそれらの課題を取り上げて、ひとつはそれに対してどう取り組むかということもひとつはやっていく、そのやっていたひとつの課題の取り組みに対する研究の、何というか、それで挙がってきた効果的なものを、やっぱり学校に対して指導、校長やいろんな形に対するその指導的なことがこうできることも、ひとつはなけりませんかと思うんです、そういう権威はね。ただ、その研究した内容がただ研究だけするというのであれば、これは財政の無駄遣いなんです。一応、投資をして、そんな研究をするための金を使ってやっておるんだったら、その成果をやっぱり生かしていく、ということがひとつはなければ

ならないと思うんです。

それからもう1つは、今度は学校の環境の場で、教師自身が非常にこの何かに多忙になって、十分に子どもに教える時間とか、あるいは教師自身が研究をすることすら時間がないと。とにかくもう、この休みも返上して取り組んでいかなければならないというような、そういう環境に置かれておる。だからその環境を、現場に携わる方々と一緒になってどうこれを解決するのか。

例えば、同和問題に対するフィールドワークとか、あるいは人権教育の何とか、あれを発表会があつて、その資料をまとめないかとか、いろんな余分な仕事を抱えさせられて、教育に集中して掛かるようなことができない、まあそういう環境も今、現につくられておる。あるいは教科書の中で、えたという（畦地議員から「議長」との発言あり）こら、やかましいわ。静かにせえ。（畦地議員から「これ、いつまでやってもかまんかえ」との発言あり）今、時間のあれで人の質問しよるときに、要らんことを言うな、お前は。（畦地議員から「なんぼいうたち、時間は時間ぜ」との発言あり）時間じゃけんど、時間で延長してやりようがじゃないか。

（議長より「本論に入って質問してください」との発言あり）

だからそういう点について、やっぱりその環境の問題、これは教師のそういう取り組んでいける時間の保証というもの等をやっぱし研究されておるのかどうか、その点まで突っ込んでお聞きを致したいと思います。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

まず、この研究所は無駄遣いではないかということもありましたけれども、この研究所の職員は県費支弁で行っておりまして、人件費等につきましては町費からは全く出ておりません。

ただ、先ほども言いましたように、次長が兼務をしておりますので全くということではありませんけれども、職員としては県費支弁でやっているということをご理解願いたいというふうに思います。

それから、教師についてでございますが。教師が、今の環境の中で非常に多忙であるということ。今も、竹下議員からのご指摘ありましたように、学校ではですねいろいろなことが起こっております。そういうふうな、ことを解決するための機関ということをごすね研究所にやらすということは、今の状況の中ではできないというふうに思っております。もし、そういうことであればですね、今後、そのような解決をしていく機関、あるいは学校と保護者との間に立って解決をするような機関、そういうものであれば、また別に考える必要があるのではないかというふうに思っております。

で、今、保護者と学校の間を取り持つ相談役といいますかそういうものにつきましては、今、本町におきましてはスクールソーシャルワーカーという職員を雇っておりまして、まあその人が中に立ってですね、学校と保護者との関係の相談を聞いていると、また、指示もしているというふうな状況でございます。

議長（小永正裕君）

ただ今、議案第56号の質疑中ですが、この際、14時まで休憩致します。

休 憩 12時 45分

再 開 14時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

議案第 56 号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、議案第 56 号の質疑を終わります。

次に、議案第 57 号、黒潮町の事務所の位置等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

この 57 号の庁舎の移転、旧は条例、新しいほうに佐賀庁舎の位置付けがないがこらあどういう理由ですか。

議長（小永正裕君）

澳本副町長

本町副町長（澳本 造君）

この場合地方自治法でいう事務所の位置につきましては、本庁の位置、所在地ということになります。従って佐賀の庁舎につきましては、次に議案にも出ますように、支所の設置条例の中で明らかにすると。支所の設置条例。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

一応言うちよかないかん。対等合併やけんね。ほんでそういうことお互いに合併協でも、その有効活用するために両庁舎を位置付けるということの協定項目なってますんで、そのことはあくまでも尊重するわけですね、町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

はい、対等合併についてですが、理念上の問題ととらえております。そのため、今までの協議の中、あるいは 4 年間の中でもですね、それはずっと頭に置いてきてやってきたつもりでおります。

その中で、今度の新しい町の事務を執行する組織として、あるいは本庁、支所というような関係の中で、どういう在り方が一番効率的で、まだ、住民サービスを行う上でいいのかということを検討し、こういう案といたしますか、こういうことで提案させていただいたということです。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

佐賀庁舎というかと、その総合支所との違いをちょっとお伺いしたいです。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

お答えを致します。

合併協定項目の中に、両町の庁舎を同格とするという協定がございまして、それに基づいて大方庁舎、佐賀

庁舎ということに致しておりました。

今回の提案につきましては、本庁、支所ということで提案を致しておりますので、本庁の場合、それから支所の場合ということに条例上区分されると、こういうことでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、黒潮町総合支所設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

村越君。

1番（村越比佐夫君）

その、まあ副町長の説明も分からんわけじゃないけど、対等というたら大方庁舎、佐賀庁舎という、その合併協の決めごとがある。で、先に本庁いうたら支所とこう佐賀がなってくるがは、これは必然的なことやんね。必然的なこと。

そこらあたり、どういう意図で、その本庁いうて言うたん。

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

お答えを致します。

先ほどお答えを致しましたように、合併後につきましては本庁方式、いわゆる支所、本庁があれば支所。で、その中で、支所の位置付けを佐賀支所と位置付けをされておる、いうことでございます。

それから、4年間の総合支所という前提条件がございまして、先ほどお答え致しましたように、庁舎を同格とする位置付けを致しておりましたので、4年間は大方総合支所、佐賀総合支所。本庁の事務分掌につきましては、総務行政を本庁が担うと、こういうことであつたかと思ひます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号、黒潮町公告式条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

この第7条の加入金ですね。何か、この事業発足時に加入する場合は無料で、それから、後から加入する場合は有料というような説明があつたように思ひますが。

その根拠はどういうところで、こういう条例になつたがですかね。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

根拠といますか、お答えします。

この、ある一定の期間に加入していただきますとですね、無償ということにつきましては、この3年間はずね補助事業で取り扱っておりますので、その関係でですね無料ということにしています。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

ほいたらその3年間は補助事業やもんで無料で、ほいたら、その発足してから3年以内に入加する場合は無料ということですかね。

というのはね、自分思うにね、いろいろなまあ事情というかね、結局ほら、余分にお金が掛かりだすわけよね。今まで、まあ余分という表現はどうかとも思うがですが、まあ単純にテレビ見るだけやったら、今やったらNHKさんへ払うだけでええわけよね。けど、この事業になってみるいうたら1,020円かね、要る。ほんでそこで、まあいつも言わしてもらおうことですが、だんだんだんだん景気が良くなっていきよう中でやったら、まあ、そんなこと心配せんでもかまなあという、まあ考え方。が、だんだん厳しいなってきた、ほんで、これからまだどればあ悪いなるか、例えばの話が、分からんというような心配性の年寄りの方がよね、これは月々1,020円も払わないかんいうたら、よう払うろうかという、これ、例えばの話です。ほいたらまあ、もう我慢しちよこうかというような人が仮においでたとした場合に、1年、2年、今言う3年間の問題ですけど、例えばまあ景気が良くなったと、ああ、この分やったら月1,000円ばあ何とかならあとと思うて、入りたいと思ったときには、もう加入料払わないかん。まあ今、その3年間いうあれが出たき、これはまた別に3年間のこと聞きますけど。

ほいたら自分思うにね、おんなし町民でよ、おんなし行政サービスを受けるに、初めやったら無料、発足、事業が始まって、立ち上げてから後から入るには金が要るということは、不平等やないろうかというように思うわけです。

というのが、これ民間のね事業やったらよ、どうしてももうけが先になってくるもんでね、ほんで自分らあも、ええ、今入ったら、ただつぜ。けど、明日になったら金が要りだすと、いう条件の話の中では、ほいたらまあ、もう今日のこと入っちゃこうか、いようになると思う、心理としてね。ほんで、それは町民の受益者がそういう形で判断してのことやったら、自分、問題ない思うがです。けど、行政がそういうことで出してくるということは、自分、問題があるがやないかなと。

まあこれ、余談なりますけどねえ、次の補正のあれにも出てきますけど、ほら、佐賀港の餌の小割のがへ300万余りの予算がまあ計上されてる。ほんでその説明がこの前にね、3日の日やった。午前中、漁労長会があつて説明があつた。ほいたらそのときに、これとおんなし考え方。佐賀へ水揚げしたもんには県が、例えばの話です、数字は。1杯8,000円する餌代を1,000円見てくれるいうて。ほんで、水場せんずつ餌入れる場合は、それがいい説明やつたもんでね、ほんで自分、言してもろうた。こらおまんら、机の上で、それから、まあ行政じゃないですけど半行政みたいな考え方でやったらそうなると思うと。けど、そんなもんじゃないぜよと、商売いうもんは、いうてあれしたことで。自分、この事業らあもよ、自分、意地悪に取るきね、こりゃあ無料にしたら、ようけ入ってれるぞと。けど、初めから有料やったら、それからもしくは、後から

も無料やったらよ、ほいたら無理して先入ることないというような自分、思惑もあって、その期限が付いちようか、期日があるがかというように、自分は思うがですけれど。

そういう問題とともに、それから今のその課長の説明の、事業立ち上げてから3年間は無料のがですかね。
議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

無料期間につきましてはですね、この23年の12月末までに入っていただきましたら、加入していただきますと、加入金等につきましては無料ということにしています。

これは、まあ加入促進の部分もございますし、この機械をフル装備にしますとですね、まあテレビ、インターネットを整備しますと、まあ10万近くの整備費になります。これがすべて、まあ告知を含めますとですね、すべてが補助対象にならん部分もございますけれども、相当な金額が掛かってまいります。それは補助事業で、ある一定頂けると。で、なおかつ補助残の後は、合併特例債とか辺地債とか、そういったもんも活用できますので、その期間についてはですね、加入促進も含めてそういう形で、無料とさせていただきますと。

それ以降はですね、補助事業等にはございませんので、当然、町のすべての持ち出しになってくるということもございまして、まあそういうことで期間を定めてですね、加入の免除というか、そういう形にさせていただきますと。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

いや、自分も、やっぱり行政の仕事もよね、民間の感覚、業務にしてもやらないかんいうことをずうっと言わしてきてもらいよるもんで、自分がこういうことを言うのも矛盾というか、取る方もおいでだと思います。

けんども先にもね、餌の問題でも自分、言うたようによね、入れる人はいいです、そういう条件の中でね、けんども、入りとうてもよう入らん人もおると思います。そういう人が、もうその23年の何月以降か、なったらお金が掛かるという。ほんで、これ商売人やったらね、無料にするぜ、加入料。加入してもろうたら、月1,020円ずつ入ってくるがやに。加入料が欲しいきよ、まあ欲しいうたら言葉悪いけんども、加入料がもったいないき、ほいたらもう入らんとおろうかいうて我慢したらよ、月々1,020円の金、入ってこんがやきね、これは。そこが、自分はほんとはよ、黒潮町が町民のためのサービスという問題、それから、今までみたいにしゃくし定規なこと言うてもいかんと。行政も、民間並みの感覚を持ってやらないかんがやないかよと。民間並みのね、自分がもし、どうするかこうするかいう立場の人間やったらよ、自分はね、期限が切れてもよ無料にします。ほいたら、それで入ってくれたら、月々1,020円のお金が入ってくるがやに。まあこれは商売やきよ、結果やき分からん。分からんけんども、自分はそう思うがですが。

やっぱり今言うように、いや、そうは言うても、期限が切れたら加入料は有料しますいう、町長、お考えですかね。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

まずですね、シビアなお金の面から言うとはですね、この補助期間中ということで課長答えましたが、かなり

な費用掛かるわけですので、補助期間中だとそれで済むわけですが、その後の加入ということになったら、もう実費が要るわけです。それで、住民の方に負担していただくのに、実費全部というのはちょっと厳しいですから、一定の値段を決めてるわけですが。そういうことですね、まあ補助期間中はその町の持ち出しも少なくなくて済むということで、まずその期間を考えております。

それから、結果としてこの事業は、できれば全町民に加入していただいでですね、町が今進めようとしていることを十分に享受していただきたいというのが事業の最も大きな趣旨ですので、加入促進という点にかんしてですね、まあ商人、あるいはどうこうという意見もございましたけども、早い段階で多くの方に入っていたいでですね、早くからその機能を十分に発揮することにおいて、初めて町民にも喜んでいただけると、こういう事業ですので、そういう面も当然ございます。

(明神議員から何事か発言あり)

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 14時 18分

再 開 14時 19分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号の質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番 (西村策雄君)

27ページのね6条のこの中に、町長に別表第1のサービス内容に応じて加入の申し込みを行い、その承認を受けなければならないとありますが、いわゆるこの8条の3行目にね、6条第1項のサービス加入申し込みにおいてDコースを選択した者については、この限りではないと。

ただし、別表というてあるかやけど、この別表を見たらね、Aコースは、まあテレビ放送のみですよ、これは、1,050円かよ、Aコースは、Dは告知放送、端末のみいうて書いちゃうけど、これはテレビは映らんぜよと。ほんで、役場からの放送だけということですかね。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壯君)

お答えします。

今、言われたとおりでございます、告知端末放送のみであります、テレビは映りません。告知端末放送だけです。

(西村策雄議員から「これは無料ということですね」との発言あり)

はい。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号、黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

山本君。

19番（山本久夫君）

ちょっとお聞きします。

これ、基になる法律はこれ、地方公務員法になると思うんですが、その公務員法の中には、これは適法な交渉いうて入っちゃうがですけど、今回、条例で作った分が、その適法が抜かっちゃうたけん直すもんか、それとも、適法な交渉をびっしりやられるけん、適法に改めないかんいうことでやるのか。これ、どっちです。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

今回の改正につきましてははですね、基本的には、今の条文でも十分適法なですね、地方自治法55条の8項で、十分な、適正な交渉ができるというふうに我々は踏んでおりましたけれども、国がこの適法な、をですね準則に入れてますので、準則どおりにしてもらわないかんということで、今回、この適法という文言をですね入れらしていただいて、内容的には変わってないということでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下芙佐雄君）

まあ、同じ質問ですが。

交渉を、適法な交渉に改めるということですから、ほんで、この交渉の中に違法な交渉があったというふうに、まあ受け止めるわけです。

だから、適法な交渉と、違法な交渉との、その区別はどんなふうにつけるのか。まあ、組合交渉というような形でいろいろあろうと思います。その違法と適法と、区別してこれを、今までの交渉を違法なものとして適法なものにより分けて、適法の交渉にするという内容ですから、その点、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

今回のこの適法な文言を入れるというのはですね、先ほどもお答えしたように、地方自治法第55条の8項で、本条に規制規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行うことができるということになっておりまして、これに基づきまして、これまでも適法な交渉を、組合との交渉をしてきました。

で、適法でないというか、まあ適法というのはですね、この職員組合とのこの条例につきましては、まあながら条例ということですね、基本的には組合との交渉はですね、時間外が基本ですよということになっておりましたけれども、このながら条例でですね、この部分につきましては時間外でもですね、適法な部分については時間内でも交渉できますよということになっておりますので、こういう形でですね文言だけを変えたと、改正させていただいたということでございます。

まあ、これは余談かもしれませんが、現在、組合との交渉はすべてまあ時間外でやっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

条例ですから、基本原則として、この条例に基づいた運営というものになるかと思うんです。

だから、その時間内でも、勤務中の時間内でも、団体交渉はできるんだと。ほかの仕事を放っちゃっても団体交渉はできるんだということは言えると思うんですよね、この条例であれする場合。

ところがまあ今までは、交渉というのは大体、勤務時間外にしましょうということで、執行部と組合等の方での内容で、住民に対しては迷惑掛けんということでの、その交渉がやられよった。だから先の交渉という、先の条例、条文においてまあ、いわゆるこの交渉を、じゃあ時間外でする場合には、まあ別に問題はないと思うんですが、これは時間内に団体交渉という形で、組合と執行部とが時間の中で交渉を、まあいろいろ、労働条件の改善とか、いろんな形で交渉がやられるということになると、結局、迷惑するのはこれは町民ですから。そのためのいわゆる、それを何らかの形で規制をするための、適法な交渉という解釈にはならないのか。

その点について、再度お伺いをしたい。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

お答えを致します。

ただ今、総務課長の方から、地方公務員法の 55 条の関係について、ご説明を致しました。

現在、組合交渉に致しましても、時間内にこの交渉を行うということは、現在のところ一切やっております。従いまして、適法な交渉であっても、我々は職務に専念する義務がございますので、その免除するかしないかは、町長がその裁量を決定するというところでございまして、町長が免除して、時間内に交渉するといったことは一切行っておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

まあ、この適法な交渉という字句の解釈ですね。で、それはあくまでも時間内であっても、この交渉を要請を受けたときには、受けなきゃならん。しかし、今までのようにまあ一応、その時間外で交渉を、じゃったら受けましょうということなら話し合いがついておるから、そのあれでまあ交渉を行ってきたけれども、今度のこの条例で見ますと、適法な交渉というのは、時間外に行う場合に適法と認めれるかどうかという問題が、この解釈の中で出てくると思うんです。ね。

だから、これは、時間内ですから、この交渉は時間外にしてくれということは、まあ、これでいくと拒否できる問題も出てくると、時間内の交渉要望が出てきたときに。いうことではむしろ、この改正については、私は賛成をしますけれども、いわゆる解釈はそこらまできちっとした解釈というものを持ってほしいと思う。ただ、みそくそ一緒くたにしたいうような、拡大解釈がこうできるような形のものでなくて、あくまでも条例はきちっと、踏まえた中での運用をしていくということが、特に要請を持って、まあそういうことでお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

これまでの、いわゆるこの条例につきましてもですね、地方公務員法 55 条の 8 項で、適法な交渉であればですね、まあ時間中にできるという文言ははめちよったわけですので、これまでも、今回、適法なという文言を入れなくても、当然、そういった考え方でですね取り組んでおりました。

ただし、今言ったように、総務省の準則が適法を入れてますので、黒潮町も適法という文言を入れてくださいよということになりましたので、今回、まあこういう形で改正させていただきました。

で、組合交渉につきましては、先ほど副町長からも言いましたように、現在のところは、時間外ですべて対応するというごさいます。

適法というのはですね、職員の給与のまあこととかですね、勤務時間、それからまあそういったことにかんしまして、あらかじめ議題とか時間、場所、そういったもんをですね定めて、それを町長に申請してですね、初めて町長が適法であるというふうに認めたときにですね、交渉ができるということでごさいますので。

まあ、ただし交渉ができるといっても、今言いましたように、現在のところはもうそういう時間内の交渉はしないということにしておりますので、時間外で取り行っておるということでごさいます。

以上でごさいます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 61 号の質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 62 号の質疑を終わります。

次に、議案第 63 号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 63 号の質疑を終わります。

次に、議案第 64 号、黒潮町公民館条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 64 号の質疑を終わります。

次に、議案第 65 号、平成 21 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

先ほども自分、ちょっと聞いていただいた件ですが。

第6款農林水産業費の（議場と議員のやりとりあり）先にも自分、言わしてもらったようにほら、餌の問題で、県からの餌に対する助成があるかどうかということを町は聞きちよるがかどうか、いうことと、それからその佐賀の港に水揚げをした船にはよ、その助成、補てんがあるということに対する考え方は、まあさっきのがで聞いてもろうたがですが。

その2点について。聞きちよったかどうか。それから、今言うやり方について、町はどう思うか。2点、お聞きします。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

ここに補正予算で挙げております、餌の、カツオの活餌の確保事業というのに対しましては、小割を作るのと、それから小割網ですね。網と、それから洗浄するために、その洗浄機を動かす、洗浄機のエンジンですね。はい。その予算でして、餌をそこで買うたけん、助成するとかそんなものではございません。

それから、この前、漁労長会議か何かで話されたと思いますけど、何か1,000円がどうのこうのという話があったようながですけど。その話は、県からも全然もらってないし、町もまたそれを出すというような話をしたこともありません。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神議員に申し上げます。

委員会付託されておりますので、この後は委員会の方で質疑をお願い致します。

（明神議員から「それ分かつちょうけんどもよ、分かつちょうけんども、何ちゃ自分ね、自分らのために300万使ってくれるいうがやきよ、これは」との発言あり）

暫時休憩します。

休 憩 14時 35分

再 開 14時 37分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑にはありませんか。

山下君。

2番（山下伊都子さん）

25ページの8款の2目です。都市環境整備事業の所で、委託料として道の駅佐賀地区の720万出てるんですけど。これは、前にちらっと聞いたことあるんですけど、中角の所の道の駅のことではないかと思って、私は聞いてたんですけど、あのときにはなかなか建物を建てても、そこに委託をしてやる人がないから、なかなか難しいとかいうようなお話も聞いてたんですけど。

この720万の測量設計委託料がついてるんですけど、すごく大きいものなんですけど、そのへんがどういふふうな計画なのか、お聞きします。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

そしたら私の方から、ただ今の質問についてお答えをさせていただきます。

当初ですね、この道の駅について、今、議員が言われましたように、その受け皿というものが十分できてないからとうんぬんの話、現実にあります。ただ、昨年度から、その受け皿ができつつありまして、佐賀の道の駅成立準備委員会というのができております。それは、ご存じのように JA さん、それから漁協さん、JF さん、それから森林組合、商工会、いろいろな代表のメンバーの方が入っていただきまして、そういう設立の準備委員会ができまして、私どもの方へ要望がっております。

それを根本と致しまして、私どもの方も、まあ従来はご存じのように、まちづくり交付金事業、平成 18 年から平成 22 年度の間、この事業を取り組んでいきたいという計画を持ってございましたけれども、非常にまあ、まちづくり事業の全体の事業費が大きくなるということと、それから、この道の駅には相当の時間が、工期等の時間がかかりますので、なかなか 5 年におけるの完了は困難な部分ございまして、まあ今回、まちづくり交付金事業でなしに、新たな事業を求めて、この佐賀の道の駅の設立に取り組んでいきたいと。

ただ、その新たな事業につきましては、まあ今、いろいろと研究しているんですが、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、これもまあ今回の、民主党による政権交代によって、いろんな部分の不透明な分もありますけれども、ただ、そういうどの事業に当てはめていくか、そういう状況の中で、一通りのその概略測量、今ありましたように、私どもが求めているのは、こちらから行けば佐賀の駅から信号へ上がって、水神坂下りた下りからですね、スリーエフさんの間、大体、あそこが適地ではないかという、また検討委員会でもいただいておりますので、そのへんで場所設定をして、検討をさせていただいております。

その概略的な測量を今回していただいて、いつでもその補助対応できるような形を取っておかないと、そのことでずるずるずるずるいきゆうと、時間が先延びしていきますので、今回はそういう概略設計をしたいということで、720 万の予算化をさせていただきました。これは、あの周辺の用地測量 0.45 平方キロメートル、これは関連の道路設計等も含めますけれども、それに 470 万、そして、道の駅施設自体に大体 250 万程度の設計費が要るのではないかと。

その合計額で 720 万というものを算定させていただいておりますので、そういう点でよろしく願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

すいません、関連です。

道の駅の検討委員会ということですが、そうして基本的設計をされていくということですよ。その設計をしていただくということですよ。

その中でですね、位置付けとしては、国土交通省の認定の道の駅の計画になっているのか、それとも、物産品の供給施設なのか。そこで大きく事業が変わると思うんですけど。基本的には国土交通省の認定を取って、道の駅という運営をしていくという形の認識でよろしいんでしょうか。

それとその場合ですよ、やはり基本的に整備をしなければならない部分があると思いますので、道の駅の認定を取る場合と、農産物の供給施設とでは大きく事業が違うということですので、その目的とされる部分ですね、どちらを認識してらっしゃるんでしょうか。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

ただ今の質問にお答えをさせていただきます。

今の当面ですね、国土交通省さんの方の予算的な配分は、頂けないというものとのらえ方で進むような形を取っております。

ただ、道の駅としての公認は、補助金を使わなくても頂けますので、その方向性を見いだしていきたいという考え方を持っております。

今も申し上げましたように、国土交通省さんの補助金等は頂けないわけですので、いろいろな、今言いましたように交付金とか、そして公衆用トイレとか、駐車場とか、そういうものはまた違う補助金入れて、全体を合体した形で、そういう方向性を見いだしていきたいと。

だから、それはまだ確定されておられませんので、そういう部分を確定するためにですね概略設計を先していないと、たたき台が全くできませんので、そういうために今回の予算化をさせていただいております。

今、その部分は確定をされておられません。そして、施設の大きさ等も、今後、今からの問題でございますので、まだ流動的な部分が多分にあります。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

ちょっと、余分な心配かもしれませんが。

例えばですね、補助金の割合からいくとですよ、事業費がどの補助金を受けるかによってですよ、国交省の認定が受けられる、受けられないという部分があるのではないかとこのところをちょっと懸念するんですけど、そのあたりは大丈夫なんですか。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

この間のお話の中では、そのあたりは大丈夫だと思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

2点ばかり質問します。

最初、19ページですけど、選挙費ですが。ここ、4目がですね、黒潮町町長選挙で348万7,000円、その下の5目ですね、農業委員の選挙は513万7,000円と。

素人考えでいきますと、町長選の方がまあ有権者も多いし、立て看板立てたりも多いし、こちらの方がお金掛かるんじゃないかなと思うんですけど、農業委員の方がまあ多い。この内容的なものはどういふふうになるのかということと。

それから、2点目が24ページですが、24ページのですね、6款の3目農業振興費。19節の負担金、補助金等がありますね。129万円。これの、黒潮町耕作放棄地解消推進事業という所ですが。これ説明ありましたけど、

集落営農なんかも耕作放棄地に対してありましたが、そういう集落営農事業とはちょっと違うんじゃないかなと思います、そのへんの関連もちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

お答えします。

町長選挙と農業委員会選挙の事業費が違うということでございますけれども。これはですね、町長選挙につきましては、4月になりまして、新年度が主になってまいります。そういうことで、この300万というのは準備がほとんどになってます。

農業委員会の方はですね、今のところ2月の28日に予定をしておりますので、今年度すべて対応しなくてはなりませんので、そういう関係で金額が違っております。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

24ページの宮地議員の質問に対して、お答えさせていただきます。

この黒潮町の耕作放棄地解消推進事業ですけれども、129万ですけれども。これは昨年、実証実験的にですね、各国営とかの補助をですね、補助の耕作放棄地を約700ぐらいやったがですけれども。その後ですね、まあ借ってもろうて、その耕作放棄地を利用してもらいたいという意見が多分にありまして、この事業ですけれども、国営の出口地区をですね1.5ヘクタールぐらいですね、担い手協議会の方で国、県の補助金を頂いて、昨年度やったような耕作放棄地を解消するという事業です。

それと、集落営農とはですね少し違うのではないかとというようなことですが、確かに、この集落営農の分とは違います。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

この耕作放棄地ですけどね、今の答弁ですと出口地区を新たにということでしたけど、ほかにも、うち、耕作放棄地があるから、このへんあるからとかいうことで、こう手を挙げていくと、そういうことはもう今からはできないんですか。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

一定限ですね、貸し借りがありますので、利用権設定等もありますので。ただ、相手方もいますので、そこらへんとの折り合いもありますので、一方的にはいきません。

いいですかね。（宮地議員から何事か発言あり）

利用権設定の場合ですね、相手方、借り方とですね貸し手がですね合意した中でやっていきますので。

（議場より何事か発言あり）

利用権設定等、話し合いがつけば、追加できると思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

16 ページの土木債の3 節ですが、これ坂折公園、過疎となって360 万ついておりますが、どういう事業をするがじゃろか。

中島課長ね、ご承知のとおり、この公園をやるときに、いわゆる陳情が来て、おまんが議長のときに採択したにいうて言われたけど、事実、そのとおりですが、委員会で見に行つた。見に行つたときにですね、あまり水利権の関係の人が、水利の人、関係がおらいで、水利権のことについて私は話をした。勝手に決めれんぜよと。

坂折の人らあ、水利権ありやせん。馬地もない。それで、土木に行つた。わしは困つちやうがのう、いうて。わしばあやない、4 人。いわゆるブンタン作りよう人とか、花作りよう人とかがね、大溝で水をくむわけよ。ところが夏場ね、水がないなつてね、非常にその石を吸い込むもんやから、ガリガリいうたらもう、まあ安もんの3 万8,000 円ばあのポンプやけど、一発でもう使えんなつて、また買わないかんわけよ。ほんでね、むしろせいたりしては、みんな難儀して取りようがやけど、もうどうもならんから、馬地の方へ行たらね、ポンプを買い換えないかん、吸い上げが弱いから。

ほんでね、まさかこの堰（せき）をせつく気はせんと思うけど、あの上のいわゆる坂折川へ流れよう所はせつかんと思うけど、あれをかさ上げを50 センチばあでもするがやつたら話分かるけどよ。この間、陳情で、請願が来て行つたときにも、いわゆる、あの橋坂の堰（せき）の高さとここの高さと一緒じゃとかよ、普通な話ぜよ、あの人らあ水利権でもないに。水利権は下流しかないがやから。下流でもね、町分と大和田と本村、それから大和田、浜町、大町になつちやうわけよ、あこは。ほんで、土木行つた、わしは。お前らあんなことするき、ざまわしは迷惑を受けちやうがしゃが、ポンプをその4 人分買い替えと。まあ水利権はどういうことはお前ら、河川法で分かつちやおいうて話したら、えらい弱つちやつたけどね。なるだけね、下の昔ある堰（せき）からよ下げんようによ、ねえ。絶対それから、どうしても、せめて50 センチばあは、30 センチばあ高うしたもんこさえなあね、ざまな迷惑を受けようがよ。のう。

ほんなところが、中角の区長が来て、ここで話しよ、ほんなら中角の人は、あの上の堰（せき）をよ、何かよ、下げてもかまんがかよ。大変なことになるぜよ。ほんで、水利権はそういうことで下流にあるがやから。

ところが土木がね、町も大方の水の代表の話はしよつたけどよ、ほかの話はひとつもしよらん。許可もろうたいうて。あの人ら、水使いやせんに。

ほんでこれは、何するがぜよ。まさか、あこは水、もうせつかんとつてくれと、今はまあ何とかかなりようき。その点、どうするがぜ。補償してもらわないかんが。ポンプ買うてくれ、いかんがなつたが。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

ちよつとご質問が、こうちよつと分かりづらかつたがですけど。

今回の16 ページの坂折公園過疎債360 万、これはまあ今回、都市整備事業債を見てまあ転用させていただいた分ながですけど。私どもが平成21 年度にやる坂折公園の整備事業は、あの中州の中の東屋および構造物を造るがでありまして、今、西村さんからありました堰（せき）類については、全く施工するような考え方は

持っておりません。

ただ、公園ができたときにですね、あそこへ渡ることが困難な状況になりますので、それは、まあ飛び石堰を前造っておりますので、その分で河川課の方に協議の上ですね、専用の許可をいただきたいと。

まあ、当時の計画からいきますと、ご存じのようにあそこに可動堰がありまして、それが正常に起立した、立ち上がった状態で物事の判断を、設定をしておりましたけれども、今、いかんせん、ああいう倒木した状態でございますので、それに対応できるような形である公園が、皆さんが利用、活用できるような方法論を考えたおらわけでございますので、あの水神坂の堰（せき）とか、それから可動堰の水制工とか、そういう部分では全く改良する考えは持っておりませんので、ひとつその点よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

ええね。まあ、それで一安心よ。

ぜひね、その土木の方へ許可するがやったら、許可をもらいに行くとか、その場合にはね、土木のおかげで、わしは河川課へ行ちょうがよ、何回も。怒りまくちょうがよ、補償せよと。これは、弁護士に言うたら何ちゃあ、何人ぜよ、あこでポンプ壊しちょう人が、それでも皆、黙って水くみようわけよ。また買って、機械を買い替えて。

ほんでね、行くがやったらね、今、その坂折の家の方へ流れよう、流水溝みたいなの造っちよらあね、堰（せき）を。せめてね、あれへねもうあと 50 センチね、こう幅は 2 メーターでね、コンクリをねずうっと打ってもらいたい。そのこと要望してもらいたい。そうやないとね、水がなかなか取れんがよ。この一番夏場で、もう木がすぼんでしもうたときに。ほんで、馬地の奥へ行たりしようが、皆。で、ぶつぶつ言いよう。まあ言うたか言うたかいうけん、おらもう、そのことはええわや言いよったが、もう、枯れてもええわ言いよったところが、あるやかましい人にしかられて、行った、土木へ。

そういう経過がありますのでね、やはりね、迷惑掛けんように。まあコンクリ、とにかく打つようによ、遠慮せんとよ、頭傾けんずつで行て、言うてくれたらええ。これは要望や。もう、こういうことをせんようによ。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

今、先ほども申し上げましたように、当初の計画の中では議員もご存じのように、あそこのハブリ、あの風船が広がった状態でありましたので、大体、皆さんが当初の考え方どおりに物事が進むわけございましたけれども、あのハブリが倒伏して、今、見ていただいたように砂利が相当流れてきて、起立できるような状態ではもうございません。県の方も、それを起立さすような考え方を今、持っていないわけで、だからその前に、今、議員もありましたように、宮前橋の下流のハブリの上流に水制工を 80 メーターぐらい造って、岸をついたわけでございます。その高さというのは、水神坂のあの堰（せき）と同じ、僕の記憶では 3 メーター 60、同じ高さにしております。それは（西村策雄議員から「ほんで水ん取れんがよ」との発言あり）それは、その水制工を造るときに、上分地区の方の部落の皆さまの方からそれを上げられるとですね、また当初のように、上分地区の方へ向いて水神坂から水が入ってくる、いろいろ浸水的な分があって、本来のその改良の効果が見えない、いろんな部分がございます、まあ県の方が最終的に同じ 3 メーター 60 の高さにしておりますので、まあ

なかなか、こちらの方をまた 20 センチ、30 センチ上げてくれ、という話のご質問でございますけれども、なかなか県も、そのへんは苦慮している状態でございますので、まあその点はちょっと時間をいただいて、長い目で、今の状況を見た中での判断になってくると思いますので、ひとつそういう考え方で、ご了承をお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 14 時 56 分

再 開 14 時 57 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

お伺いしますが。

まあ、今回の予算のほとんどが財源の組み替えによるものですが、その中でですね 1 つ聞きたいのは、10 款の教育費、26 ページの中で、3,988 万 4,000 円の国、県の支出金が、これが減額になって、その組み替えで一般会計から 3,988 万 4,000 円というものを一般財源から組み換えたということですが。

この、県からのこの財源のこれは、恐らくこれを見込んでの計上であったと思うんですが、これ、どういう形で減額になったのか、その点が 1 つ。

それから、あと、この一般会計から起債の方へ、まあ公債費の方へ、地方債の方へ組み替えをした。一般財源で組んだものを、地方債でまあ財源の組み替えを行ったということですが。

この予算編成をされたときに、一般会計からも大体、予算編成をされて事業の計画を立てたものが、結局、財源の不足が生じて、地方公債費に切り替えをしたものかどうか。

その点について、お伺いをしたいと。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

お答えを致します。

確か、6 月議会の補正予算の当時にも、現在の社会情勢、いわゆる第 2 次補正、経済危機対策等、非常に国の財源が流動的な状況であるので、今後の補正予算には十分留意し、組み替えをしていくことになるでしょうというふうなお話を、確かしたと思っております。

今回の組み替えにつきましては、一般財源等起債につきましては、起債の第 2 次の、まあ最終なんですけれども、起債の再計算の時期になりまして、この際、再計算をしたところ、起債の借入れが十分できるというふうなまあ状況になりましたので、有利な方に切り替えると、一般財源を減額したと、こういう組み替えをしたところでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（議場より何事か発言あり）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

26 ページの学校管理のまあ3,988万4,000円、国庫支出金が減額になった理由でございますけれども、これは、今、副町長からもありましたけれども、今年度の経済臨時対策交付金、これらをですぬ起債等、なおかつさまざまな今回、調整をさせていただいてですね、この部分については一般財源を充当しましょうということになりましたので、そういう調整をさせていただいたとでございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

たびたび、財政運営について心配をしてきたところですが、まあ今年度の補正の額で93億8,000万ですか、93億8,679万8,000円。まあシミュレーションからいうと、かなりな膨張という財政になるわけです。

その中で、それに財源がこの総予算が膨らむにつれて、まあ公債費も伸びてきておる。それで、まあ15億8,480万円という、結局、今、財政で国に返す分ですか、計上されているのがそういう形で、20年度は13億2,609万5,000円ですか。その分が、今度は15億8,480万というふうに、今年度の公債費ではこれだけ、まあ国に返さなければならぬということで、結局、公債費の国に対する出の、支払いの方がだんだんこう伸びてきておる。そういう状況から見ると、比率では13.6パーセントくらいの公債費の比率であるが、これがまあ72億のときの13.6パーセントと。

それから、今年度の93億に対しても13.6パーセントという形の中で、まあその比率から見るとやっぱり変わってはいないけれども、一方では財源は膨らんできて、その膨らんだ財源に対して、やっぱり公債費がこんなにずうっと伸びてくるとですね、まあいつも心配しているように財源がこう落ち込んで、まあ、23年か4年度ごろに、まあ赤字のピークが来るだろうという、そういう状況。また、経済的な見通しからいっても、かなりまあ先の見通しが暗い状況、デフレ経済という状況の中で自主財源の落ち込み、まあ税収からこいももう落ち込んでくることは必至だろうと思います。

そういう状況の中で必ず、財源枠がこう縮こまってきたときに、93億、まあこの一番財源がこう伸びてきた状況の中で13.6パーセントだといえども、これがまた70億状態のぎりぎりの状態で、財政枠がこう縮かんだときに、一体どうなるだろうと。この町の財政計画というのはどうなっていくだろう、いう心配がある。だから、あえてこのことに対して一般質問でも取り上げておりますけど、まあ質問をさせていただいておるわけですが。

まあ、そういった形の中で、まあ起債の伸びというのが非常に今回も、この補正の中でも4億なんぼですか、9,100なんぼの中に、さらには伸びの分、財政のほとんどが公債費で入ってくる金なんです。いう形を心配されていますが、今の段階で今、まあ比率ではあんまりこの財政を、判断をしたくはないんですが、どのくらいのその公債費が比率になっておるのか。

その点について、再度お聞きをしたい。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

お答えを致します。

大変、私たちが事業実施につきましては、今後の、22年度以降の事業につきましてはほんとに大型事業が山

積を致しております、これらの事業の取捨選択というものが、これから十分考えなくてはならないんじゃないかというふうな心配もござります。現在の財政規模からいきまして、13.6が現在の実質公債比率になるかと思ひます。

今後、まあ町長、18パーセント以内にはどうしても抑えたいということでございまして、我々それに向けて事業の取捨選択、精査をしながら、その18パーセント以下以内で何とか堅持できるように努力致したいと、このように考えております。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

一言、竹下議員の一般質問もござりますので、またお答えささせていただきますけども、この場で一言、付け加えておきますと、昨日もですね、政府は7兆2,000億円の2次補正を表明しました。その、来年の予算も相当規模になるというふうに言われております。

それから、この21年の自民党のときですね経済対策、また、去年の2次補正、次々とですね、そういう経済対策的な事業が設定されてます。それで、我々80億が90億というふうなことになっておりますけども、その中にはそういったものも随分含まれておりますので、そのへんはですね、またこれから説明の中でさび分けて、説明をしていく必要があるなというふうに思っております。

中には、ほぼトンネル的にですね、100パーセント国の補助というような事業もあるわけです。それから、まあ例えば、子ども手当というようなことがですね支給されるということになれば、これは当然もう、黒潮町だけじゃありませんよというような話じゃないですので、当然、それも予算の中に組み込まれていくということになるんで、数字の上ではかなり肥大したものになると思ひますが、実質はこうですよというような形で、またご説明する必要があるんじゃないかと思っております。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

竹下議員が言われる分は、実質公債比率やなくて、公債負担比率の方ではないかと思ひますけれども。

これ、意見書の方ですね6ページをちょっと見ていただきますと、20年度が公債負担比率が22.8ということで、18年度はですね28.6ということで、まあ大きな数字になってます。

竹下議員が言うようにですね、予算規模が縮小されますと、この部分は当然上がってまいりますので、そういった分はですねここで注意をしていかないかんとということで、まあ一応、公債負担比率につきましては20パーセントがですね目安と言われておりますので、現在まあ22ということで、実質公債比率は非常に、数字的にはええところにありますけれども、まあこの公債負担比率が若干高いということでですね、今、副町長が言われたような形で、この公債、起債等は十分今後も注意しながらですね、管理していく必要があるというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下芙佐雄君）

まあ、実質公債比率か何か、執行部の皆さんが言われている13.6パーセントというこの数字の中に、まあ皆さん、そういうことでこだわっておるけれども、まあ、これあんまり人の悪口も言いとうはないけれども、銭

はなんぼでも使うたらええがやと、議会の方でもね。やれるもんじゃったら、なんぼでもやったらええじゃないか、借金してでも何でも、膨らんでもやったらええじゃないか、という形での考え方の人も、多々あるように思う。

そういう中で、まあ家庭で言うと、仮に20万くらいの収益を挙げよる私が、結局、まあこれが給料が下がって、15万くらいの給料になるというような状況の中で、銭が借れるから何かにもやったら、これは自己破産になるんです。これは、町の財源も同じことが言える。

そういう形の中で、今のこの一般会計の枠組みというのがずんずんずんずん広がって、まあ大型化の事業というものをいろんな形で抱えておるから、まあそういう事業をどんどんどんどんまあやらなきゃならない、というような観点で、まあ結局、予算の財政規模がこんなに膨らんできよると思います。一方では、ほんならそれに基づいて、いわゆる自主財源のこの入ってくる金も、自主財源の方も伸びておるという状況なら心配はない。

ところが、今の経済状況の中で赤字国債を大々的に発行して、44兆円とか、45兆円以内とかには何とか抑えないかんとかいうような形で、今の政府がいろいろ議論をし合っておりますけれど、それから、事業のいわゆる仕分け作業というの、かえってまあそれなりのこの負担が、各自治体へも掛かってくる状況。そういう中で、やっぱり将来の経済状況というものをきちっと見通して、予算編成をしていかんとやね、それ、これもやれ、あれもれ。やってもらいたい仕事はいっぱい私も要望は抱えておるけれど、町の財政規模からいうて、これも無理じゃろうか、これも無理じゃろうかと思う中で、一方では今、執行部が全然歯止めのないような、大掛かりな財政運営をされている。そういう中で心配をしておる。18パーセントという、まあまでにはまだ大丈夫やというまあ考えであるけれども、私が言っているのは今の、合併当時に出されたシミュレーション72億というまあ予算規模が、大体うちの標準規模だろうと思うんです。その中で、まあ抱えている結局、公債費。まあ大体、最初は、合併してからは大体7億ちょっとくらいだったと思うんですが、それが国に還元する分が11億にもなり、13億にもなり、15億にもなっていく状況を考えたときに、将来、この財政の規模が、総枠が落ち込んできた場合に、その今の93億くらいの予算規模のときには、18パーセントの仮に抑えても、今度らそれが70億位くらい下がってきた場合に、その借金の枠組みというのは膨らんでくるわけですよ、そうですね、そうでしょう。その心配をしよる。そうすると、そういわゆるそれが18パーセントでとどまらず、20パーセントも22パーセントにもこう膨らんできて、財政破たん状況に陥るんじゃないかな、いう心配をしておる。

その考えが、今、皆さんが持っている18パーセントというのは、あまりにも危険な発想ではないかなという感じが致しますが、再度、その点についてお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

結論的に申し上げますと、私自身、18パーセントというのは非常に危険な水域であるというふうに思っております。

しかし、あのシミュレーションの中でですね、この入野地区国道改良に伴います開発等、かなり概算的に思い切った数字を入れております。それは、今の段階ではほとんど概要的な内容ですけど、これを入れるとですね、シミュレーションの信ぴょう性といいますか、正確さを欠くのではないかという議論も致しましたけども、これを一切入れないということになると、またこれ途中でですね、ボコッと大きな計画を出さなくちゃいけないというような矛盾もありますので、一応入れまして、それで結果として、ピークの年度に18というような数字になっておりますけども、それまでには見直し見直しを掛けてですね、できるだけの事業をやるということ

で、18からより低い数字でピークを迎えるように、自分では思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

小松君。

14番（小松孝年君）

23ページの5款の労働費、7節の賃金の所ですが、臨時職員雇用賃金124万。この部分がですね、既に5月かそこらにこういう人員は雇っているんじゃないですか。まあ、もし期限が切れて、また追加というのか。

そのへんをちょっとお聞きしたいんですが。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

これは、新しい事業でございまして、町道支障木伐採用務ということで124万計上させていただいておりますけれども、町道の伐採と、まあ今回、河川の管理。今朝ほどもご質問があったと思いますが、赤線、青線のうんぬんありましたけれども、今回、私どもの旧佐賀町の方が、大体、国調も終わってる分がございまして、まあ一通り、旧佐賀町に管理河川が63ございまして、延長が46.08キロメートルございまして。まあその部分をまあ町道と、この河川の管理を、伐採等してですね河川の整備計画を立てて、今回、そういう台帳整理をしたということで、この高知県の緊急雇用創出臨時特別基金事業、これに提供させていただいて、新しい事業で取り組みたいという考えでございまして、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

そしたら、その最初に雇用対策でやっておった、佐賀で2名、大方で2名雇った人と、業務は全く違うというふうにとらえてええですかね。

書いてる内容が何か、おんなじ内容で書いてるみたいで、ちょっと勘違いしてるわけですけども。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

大変、私どもが申し訳ないわけですけども、まあこの町道という分には、その周辺の河川も含んでいるということで、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

まあ河川等の管理の部分を、今度ら新規的にはめてやりたいという考え方を持っておりますので、下の部分はその分でございまして、新しい事業でございまして。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第 66 号、平成 21 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 66 号の質疑を終わります。

次に、議案第 67 号についてですが、この議案は総務常任委員会に付託するようにしたいと思いますので、その点お考えの上、質疑をお願い致します。

議案第 67 号、定住自立圏形成協定の締結についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 67 号の質疑を終わります。

次に、議案第 68 号、町道馬荷線地域活力基盤創造交付金工事の請負契約の変更契約の締結についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 68 号の質疑を終わります。

産業振興課長から発言を求められております。

これを許します。

産業振興課長。

産業振興課長 (松田 二君)

先のですね、議案第 53 号の黒潮町農業集落排水事業の質疑の中でですね、宮地議員より、出口地区において、死亡による加入者の減少は何戸かという質問だったと思いますが、その件についてお答えさせていただきます。

出口地区のですね、平成 21 年 9 月 30 日時点においてのですね、死亡による加入者減はありません。長期入院 1 戸、転出 2 戸となっております。

以上です。

議長 (小永正裕君)

これで産業振興課長の発言を終わります。

ただ今議題となっております議案をそれぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 44 号の歳入のうち、1 款から 11 款、16 款、18 款、19 款、21 款の全部。12 款から 15 款、17 款、20 款のうち、総務常任委員会の所管に属する歳入。歳出のうち 2 款、9 款、12 款。議案第 47 号、議案第 56 号から、議案第 61 号、議案第 65 号のうち、歳入全部、歳出のうち、2 款、9 款、第 2 表地方債補正。議案第 67 号、以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 44 号の歳入のうち、12 款から 15 款まで、17 款、20 款のうち、産業建設常任委員会の所管に属する歳入。歳出のうち 5 款、6 款、7 款、8 款、11 款。議案第 53 号、議案第 54 号、議案第 65 号の歳出のうち、5 款、6 款、7 款、8 款。議案第 68 号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 44 号の歳入のうち、12 款から 15 款、17 款、20 款のうち、教育厚生常任委員会の所管に属する歳入。歳出のうち 3 款、4 款、10 款。議案第 45 号、議案第 46 号、議案第 48 号から議案

第 52 号まで、議案第 55 号、議案第 62 号から議案第 64 号まで、議案第 65 号の歳出のうち、3 款、4 款、10 款、議案第 66 号。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 15 時 27 分